

## **VII 学校法人の寄附行為（変更）認可申請にあたっての留意点等**

# 学校法人の寄附行為（変更）認可申請 にあたっての留意点等

●  
平成30年12月21日

高等教育局私学部私学行政課

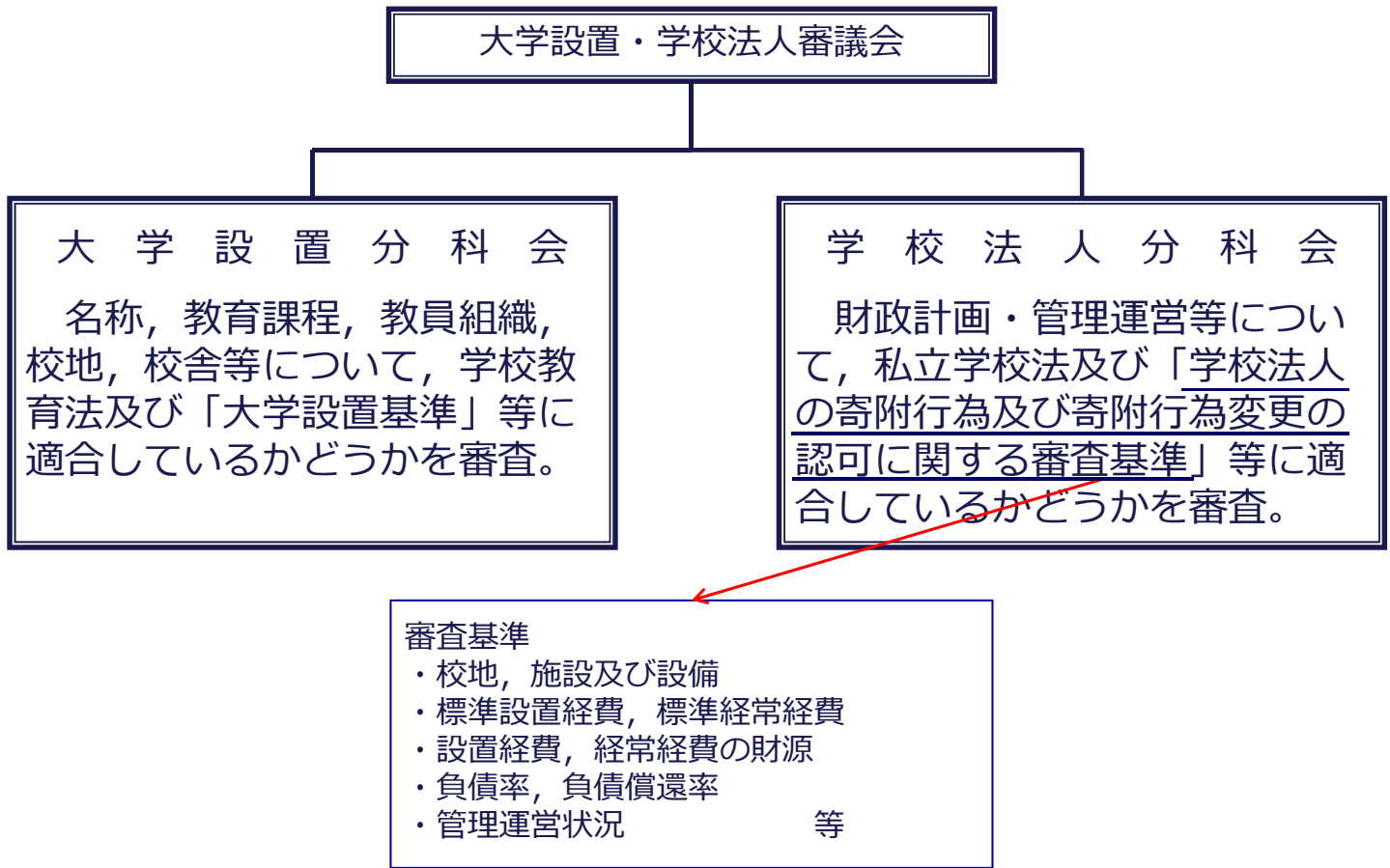


文部科学省  
MEXT  
MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

## 目次

1. 学校法人の寄附行為（変更）の認可に関する審査基準の概要	1
2. 申請手続等の流れと審査スケジュール	11
3. 学校法人分科会による審査の概要	12
4. 寄附行為（変更）認可後の財政状況，施設等整備状況調査（アフターケア）	15
5. その他手続き等	16
6. 申請書類作成上の留意点等	20
参考資料	22

# 1. 学校法人の寄附行為（変更）の認可に関する審査基準の概要



## (1) 審査基準のポイント

### ① 校地, 施設及び設備

- ◇原則, 申請時点で自己所有であることが必要。
- ◇ただし, 一定要件を満たす場合は借用でも可。

### ② 標準設置経費, 標準経常経費 P3 参照

#### 【標準設置経費】

- ◇大学等（大学院大学を除く）の施設・設備の整備に要する経費は, 「標準設置経費」以上であることが必要。
- ◇転用・共用する既存の施設・設備があれば, 当該施設等の簿価分を含め「標準設置経費」以上であれば可。

#### 【標準経常経費】

- ◇大学等（大学院大学を除く）の開設年度の経常経費は, 「標準経常経費」以上であることが必要。
- H30.9.25付(30文科高第527号)において通知済み。

### ③ 設置経費, 経常経費の財源 P3-5 参照

- ◇設置経費等の財源は, 申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。
- ◇財源の保有形態は, 現金預金のほか国債等の有価証券で, 一定の要件を満たすものでも可。
- ◇経常経費の財源のうち, 学生納付金については, 学生数が合理的に算定され, 確実に収納される見込みがあると認められること。

### ④ 負債率, 負債償還率 P6-7 参照

#### 【負債率】

- ◇開設年度の前々年度末の負債率が25%以下であることが必要。

#### 【負債償還率】

- ◇開設年度の3年前から完成年度までの各年度の負債償還率が20%以下であることが必要。

### ⑤ 管理運営状況等 P8-10 参照

- ◇学校等の管理運営において, 適正を欠く事実がないこと等

### ⑥ その他 P11 参照 (学生確保の見通しにかかる調査)

- ◇学生納付金の算出根拠となる学生数が合理的に算定されていること。

## (2) 標準設置経費, 標準経常経費と設置経費

- ◇ 大学等の施設・設備の整備に要する経費は、「標準設置経費(※)」以上であることが必要。
  - ◇ 転共用する既存施設・設備があれば、当該施設等の簿価分を含めて「標準設置経費」以上。
  - ◇ 大学等の開設年度の経常経費は、「標準経常経費(※)」以上であることが必要。
  - ◇ 設置経費・初年度経常経費の財源は、申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。
- ※ 大学等の設置のために必要な最低限度の設備等又は人件費等に係る経費。

	創設費 <small>(設置経費, 経常経費)</small>	転共用
校地	〇〇〇百万円	
校舎(基準内)	〇〇〇百万円	〇〇百万円
校舎(基準外)	〇〇〇百万円	〇〇百万円
図書	〇〇百万円	〇〇百万円
設備	〇〇〇百万円	〇〇百万円
経常経費 <small>(原則初年度分。大新のみ。)</small>	〇〇〇百万円	

校舎(基準内)と設備のそれぞれについて、創設費と転共用の合計額が「標準設置経費」以上。

開設年度の経常経費は、「標準経常経費」以上

「創設費」の合計額に相当する財源を、申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。

## (3-1) 設置経費の財源の確認

設置経費等の財源は①申請時に、②寄附金、資産売却収入、その他学校法人の負債とならない収入により積み立てられた資産を保有していることが必要。

### ①申請時

#### <大学新設案件>

- ◇ 開設前々年度の10月末までに財源を保有していることが必要。
- ◇ 開設前々々年度(32年度開設は29年度末)の貸借対照表にて財源を確認。
- ◇ 6月末の追加書類提出時に改めて、それ以降の支払い等に係る自己財源の保有状況を確認。

#### <学部等新設案件>

- ◇ 開設前々年度の3月末までに財源を保有していることが必要。
- ◇ 開設前々々年度(32年度開設は30年度末)の貸借対照表にて財源を確認。

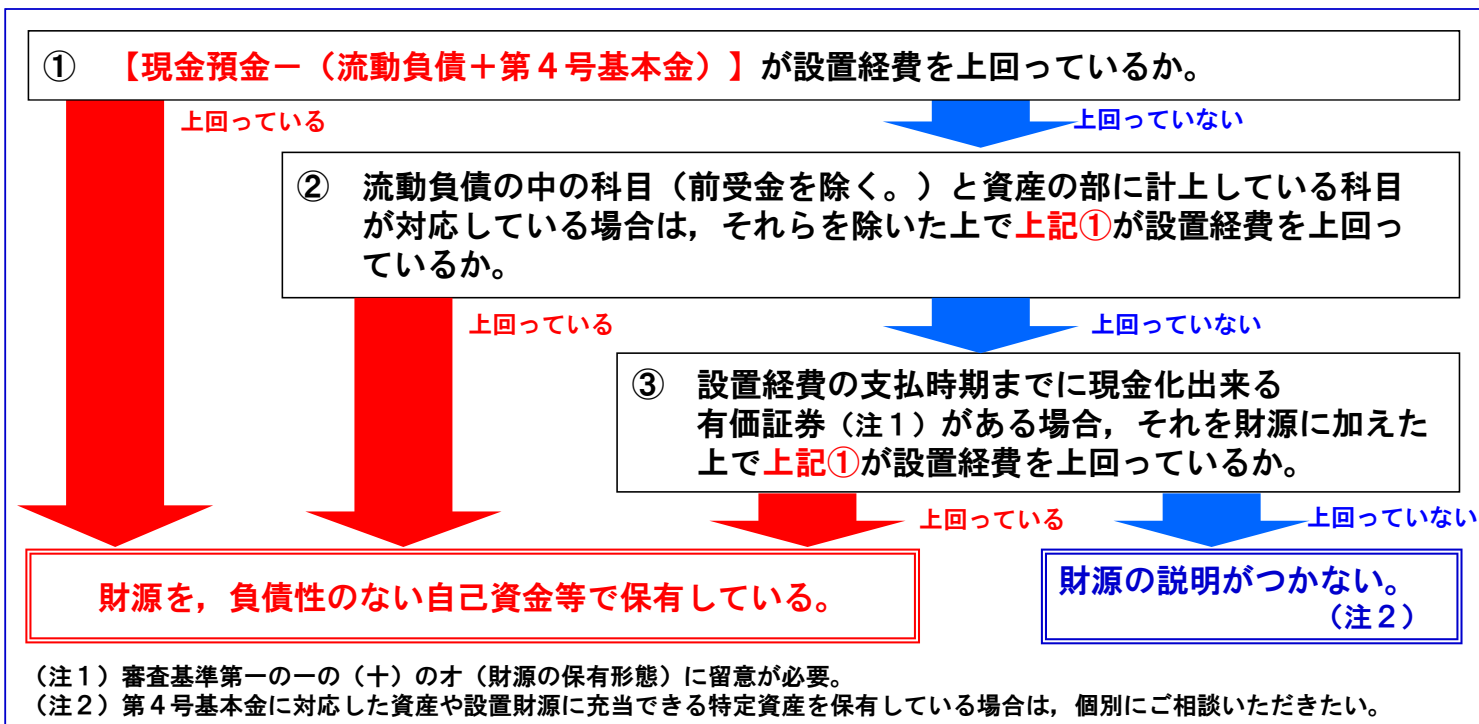
### ②負債性の無い自己資金等

- ◇ 借入金により調達した寄附金は設置経費として認められない。この場合、寄附者が行った借入れに限らず、その原資が借入れによるものである場合も設置経費として認められない。
- ◇ 設置経費相当額の財源を保有している場合には設置経費等の二分の一を超えない範囲で借入金を充てることが可能。

### (3-2) 設置経費の財源の考え方

- ◇設置経費の財源は、申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。
- ◇保有形態は、現金預金のほか国債等の有価証券で一定の要件を満たすものでも可。

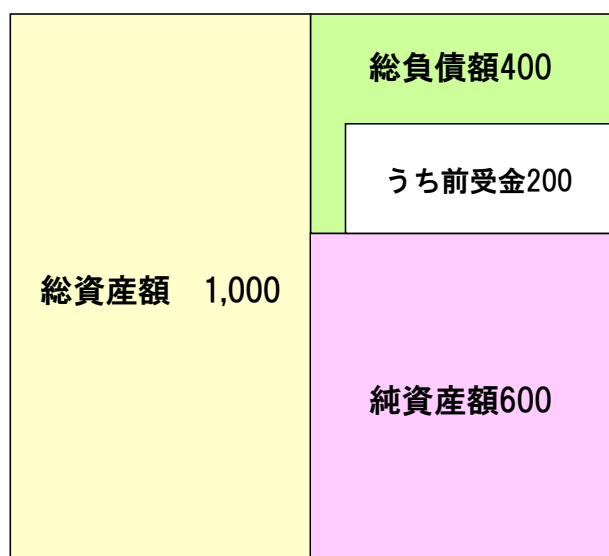
#### 貸借対照表を基礎とする財源のフローチャート（基本的な考え方）



### (4) 負債率

- ◇「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」で規定している「負債率」は、「総資産額」に占める「前受金を除く総負債額」の割合。
- ◇この「負債率」は、日本私立学校振興・共済事業団が毎年度作成している「今日の私学財政」に掲載されている「総負債比率」や「負債比率」とは算出方法が異なるので留意が必要。

#### 1. 貸借対照表の状況



#### 2. 負債率等の算出方法

① **負債率（審査基準）**  
 総資産額に占める前受金を除く総負債額の割合  
 $(総負債額400 - 前受金200) \div 総資産額1,000 \times 100 = 20\%$

② **総負債比率（私学事業団「今日の私学財政」）**  
 総資産額に占める総負債額の割合  
 $総負債額400 \div 総資産額1,000 \times 100 = 40\%$

③ **負債比率（私学事業団「今日の私学財政」）**  
 純資産額に占める総負債額の割合  
 $総負債額400 \div 純資産額600 \times 100 = 66.7\%$

## (5) 負債償還率

- ◇ 「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」で規定している「負債償還率」は、「事業活動収入」に占める「負債償還額（元本＋利息）」の割合。
- ◇ 「負債償還率」を算出する際、「短期借入金」を除外することが可能であるが、この「短期借入金」は、「学校法人会計基準」における「短期借入金」とは取り扱いが異なるので、留意が必要。

### ① 算出方法

$$(\text{借入金等返済支出} + \text{借入金等利息支出}) \div \text{事業活動収入} \times 100 \leq 20\%$$

- ・ 短期借入金（借入を行う年度内に償還期限が到来するものに限る）は除外することが可能。
- ・ 借入金を繰上償還した場合は、当該償還額は除外することが可能。

### ② 短期借入金の取扱い

- ア 「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」上の取扱い  
➡ 借入を行う年度内に償還期限が到来するものに限る（借入時期と償還期限が同一年度内）
- イ 「学校法人会計基準」上の取扱い  
➡ 償還期限が貸借対照表の日付から1年以内に到来するもの（借入時期と償還期限が年度をまたぐ）

## (6) 管理運営体制等

### ① 管理運営体制

大学等を設置する学校法人にふさわしい管理運営体制が整備されていることが必要

- ア 理事長の資質
  - ・ 業務の全般について主導的な役割等を果たすために必要な知識又は経験
- イ 理事体制の整備
  - ・ 理事相互間の情報及び意見交換の機会の十分な確保
- ウ 他の学校法人の役員との兼職の制限、役員構成（教学側の意向が適切に反映される構成）
- エ 監事の支援体制の整備
  - ・ 業務や財務に係る情報提供、内部監査部門等との情報共有、監事業務をサポートする人員の配置
- オ 管理運営上必要な諸規程の整備（以下参照）
- カ （偽りや不正行為により）不認可期間の設定の適用を受けた者が特定期間を経過した後に申請する場合、再発防止のための必要な措置 など

### <学校法人の管理運営上必要な諸規程の例>

#### 【組織・総務関係】

組織規程、事務分掌規程、稟議規程、文書取扱(接受、保管)規程、公印取扱規程、個人情報保護に関する規程、情報公開に関する規程、公益通報に関する規程、特定個人情報等の取扱いに関する規程

#### 【人事・給与関係】

就業規則、教職員任免規程、定年規程、役員報酬規程（支給する場合）、教職員給与規程、役員退職金支給規程（支給する場合）、教職員退職金支給規程、旅費規程

#### 【財務関係】

会計・経理規程、固定資産管理規程、物品管理規程、資産運用に関する規程

など

## ② 管理運営状況、事務処理状況

学校等の管理運営において、適正を欠く事実がないことが必要。この場合、以下の事項に留意。

- ア 法令に基づく登記、届出、報告等の適正な実施
- イ 役員間、教職員間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争
- ウ 日本私立学校振興・共済事業団からの借入金の償還、その徴収する掛金、公租公課の支払状況
- エ インターネットの利用その他の適切な方法による財務情報の公表の状況

### <管理運営体制、管理運営状況、事務処理体制についての留意点（主な指摘例）>

- 役員、評議員の構成が特定の親族や高齢に偏向
- 監事の職務執行状況や監事を機能させるための支援体制・取組が不十分
- 役員が法人の運営状況を把握するための体制が不十分（理事長の出勤状況、理事・監事の理事会等への出席状況、理事会の開催頻度、理事会・評議員会の遠隔地での開催など）
- 役員、評議員の選任方法が不適切（遡及した選任、理事会等の承認を経ずに選任など）
- 理事会、評議員会の運営が不適切（開催順序の誤り、書面による持ち回り、理事会、評議員会の同時開催、白紙委任など）
- 学校法人と理事長個人が利益相反行為にあたる契約を締結
- 資金管理が不適切（関連法人への不適切な担保提供、書面による確認のないままの債務保証など）
- 財務関係書類等の備え付けが遅延、作成すべき書類が未作成
- 法令や寄附行為に基づく登記の不備（代表権の登記、資産総額変更登記など）
- 財務関係書類の利害関係人への閲覧（閲覧対象書類、閲覧の対象者）が不十分
- 財務状況の一般公開（ホームページへの掲載）が未実施又は不十分
- 休校中の学校等や休止中の収益事業について、今後の取扱いが未定

## ③ 財務状況等

大学等を設置する学校法人にふさわしい財務状況等が確保されていることが必要。  
この場合、以下の事項に留意。

- ア 収支バランス、ストックの状況、及び各種財務関係比率の状況
- イ 財政計画の作成状況
- ウ 寄附金、補助金の収納状況

### <財務状況等における主な指摘例>

- 事業活動収支差額がマイナスの状態が継続
- 事業活動支出に対する教育研究経費の割合が同系統の大学等を設置する学校法人に比べて低い（低下傾向にある）
- 学生生徒等納付金に対する経常経費支出の割合が同系統の大学等を設置する学校法人に比べて低い
- 負債率や負債償還率が高い
- 収支の均衡を前提とした中長期的な財政計画の策定・実施等、財政基盤の安定確保
- 既設校の定員未充足の改善
- 補助金の確実な収納
- 設置経費の財源として適当と認められる寄附金であることの説明

## (7) 学生確保の見通しに係る調査（説明）における留意点

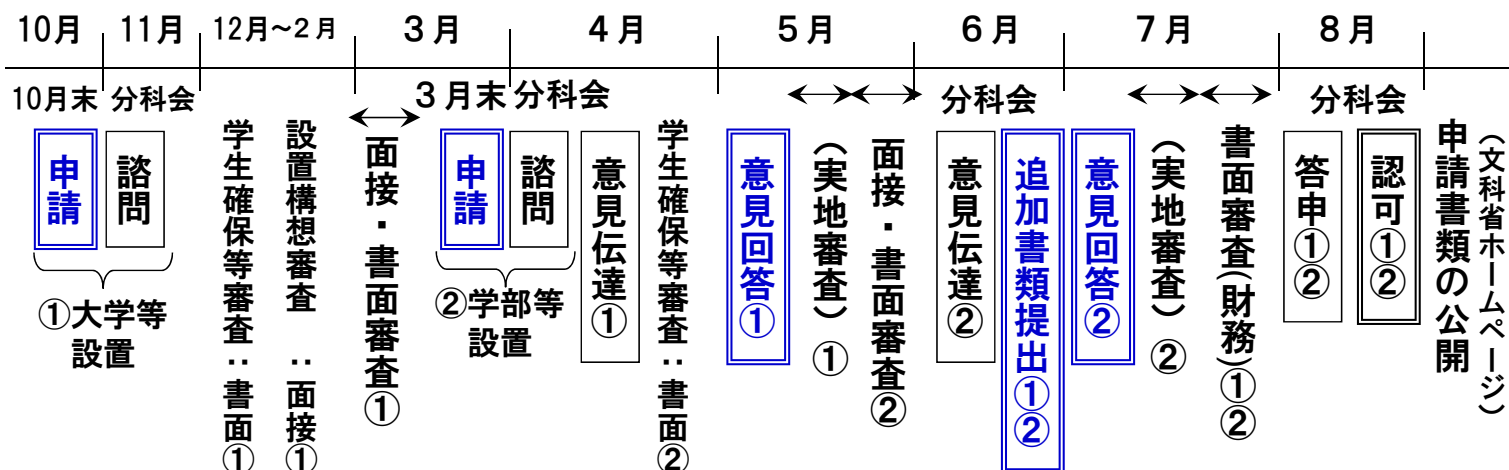
- 入学定員や学生確保の見込み数について、以下の観点ごとにデータ等に基づき分析され、合理的に定員が設定されているか。
  - ・新設学部等の趣旨目的、教育内容等
  - ・新設学部等の分野の動向
  - ・中長期的な18歳人口の全国的、地域的動向
  - ・競合校の状況
  - ・既設学部等の学生確保の状況（大幅な定員割れがある場合は、その原因分析を踏まえた新設学部等の見込み）学校法人の管理運営上必要な諸規程の例
- 学生確保に関する計画の確実性が担保されているか。
  - ・学生確保の取組の具体的計画
  - ・見込まれる効果
- 高校生対象アンケートを行う場合の留意事項。
  - ・調査実施時期は、申請直前ではなく、申請者による大学等設置に向けた構想段階の時期である。
  - ・アンケート対象は、アドミッションポリシーや受入実績等と整合する。
  - ・アンケート対象者に対して必要な情報を明示している。
  - ・設問は、入学の意思を確認できる設問となっている。
  - ・調査結果を踏まえた分析が適切に行われている。  
（入学意思を示した回答数が入学定員を下回る場合は、入学定員を上回る入学希望者が確保できる見込みについて、他の情報と合わせた分析が必要。）
  - ・アンケートの実施主体は、必ずしも第三者であることを要しない。
- 「学生確保の見通しと学生確保に向けた取組を記載した書類」  
→大学設置室への申請書類とは別の書類となっていることに留意。

## 2. 申請手続等の流れと審査スケジュール

◇大学等の設置に係る寄附行為(変更)認可の申請書類は、

- ①大学等を設置する場合、開設年度の前々年度の10月末
  - ②大学に学部等を設置する場合、開設年度の前々年度の3月末
- に加え、前年度6月末に追加書類を提出。

### 【一般的な審査スケジュール（学校法人分科会）】





### 3. 学校法人分科会による審査の概要

#### (1) 審査の方法等

申請

諮問

意見伝達

伝達意見への回答

答申

認可

#### ① 面接(書面)審査

- ◇大学新設案件は2月頃に、学部等設置案件は5月頃に実施。
- ◇面接審査(各申請者からのヒアリング形式)の対象案件は分科会で決定。
- ◇面接審査を行わない案件は、書面により審査。

#### ② 実地調査

- ◇大学新設案件は5月頃に、学部等設置案件は7月頃に現地で実施。
- ◇大学新設案件は全案件で実施、学部等設置案件は分科会で対象を決定。
- ◇伝達意見への対応状況等についてのヒアリングのほか、施設、設備等の整備状況の現地確認、証憑書類の確認等を実施。

#### ③ 財務関係書面審査

- ◇大学新設案件、学部等設置案件ともに7月に書面により審査。

#### ④ 設置構想審査(大学新設のみ)

- ◇審査の最初の段階で、理事長(予定者)及び学長予定者を直接面接し、設置の理念など設置構想の根幹的な事項について審査。
- ◇地元自治体から大学への期待や連携への意識等を確認。
- ◇大学設置分科会と学校法人分科会の両分科会合同で実施。

#### ⑤ 学生確保等に係る審査

- ◇学校法人分科会で審査を実施。
- ◇必要に応じ、大幅な定員未充足が生じた場合の財務計画や教育研究への影響、対応方針・方策(いわゆるリスクシナリオ)について書面により確認。

## 4. 寄附行為（変更）認可後の財政状況、施設等整備状況調査（アフターケア）

### ①調査の趣旨

- ・認可時の留意事項が確実に履行されているかを確認し、併せて学校法人の経営の実態及び施設・設備等の整備の進捗状況を把握。
- ・学校法人の健全な経営の確保のための指導・助言。

### ②調査対象法人

原則として、設置後完成年次に達するまでの間の学校法人。（調査最終年度において、なお指摘事項が付されている場合、引き続き調査を実施することがある。）

### ③調査方法

- ・書類調査，実地調査等の方法で原則として毎年度1回実施。
- ・実地調査は，法人新設，大学・短期大学新設等の場合に，設置学部等が完成年次に達する年度に実施。（必要がある場合はその都度実施。）

### ④調査内容

留意事項の履行状況，施設・設備の整備状況，役員の就任状況，事務組織の整備状況，入学者の状況，資産及び収支の状況 など

### ⑤調査結果の報告等

調査の結果，学校法人に対し指導，助言すべき事項がある場合は，学校法人分科会の議を経て，学校法人に通知し，調査結果を公表。

## 5. その他手続き等

### （1）都道府県知事を経由した申請

以下の申請は，都道府県知事を経由して行うことが必要。（私立学校法施行令第2条）

- ① 大臣所轄法人が知事所轄学校を設置する場合の寄附行為変更の認可申請
- ② 知事所轄法人が大学等を設置する場合の寄附行為変更（組織変更）の認可申請
- ③ 合併の当事者が知事所轄法人で，合併後の法人が大臣所轄となる場合の合併認可申請

### （2）申請書類の公開

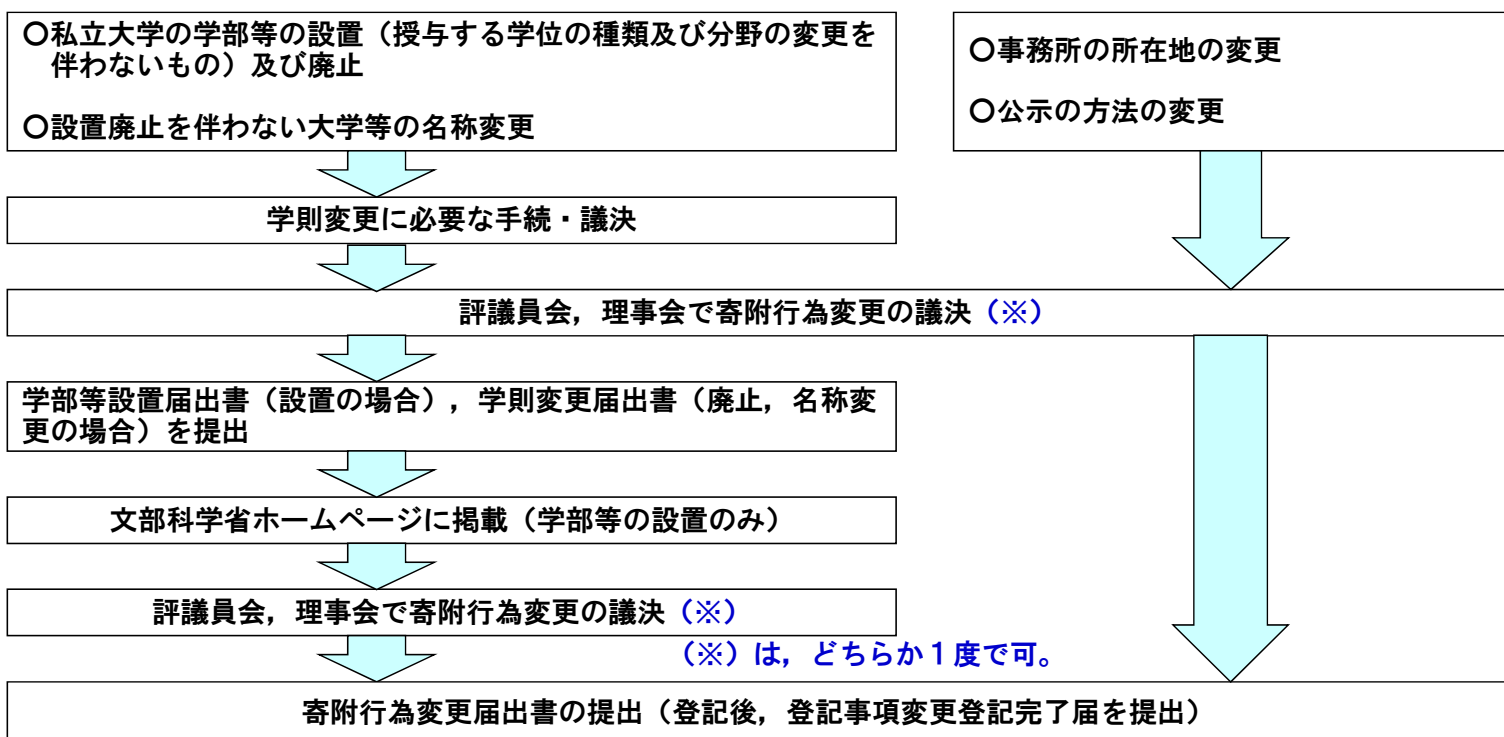
- ◇ 学生等の消費者保護を図るとともに，より透明な設置認可行政を実現するなどの観点から，大学等の設置に係る寄附行為（変更）認可申請書類について，文部科学省のホームページに掲載。
- ◇ これにより，申請書類の虚偽記載などの不正を抑制する効果を併せて期待。
- ◇ 学校法人自らホームページへの掲載等により積極的な情報公開を行うことが望ましい。
- ※ 文部科学省ホームページへの掲載書類は，次項のとおり。なお，様式名称・番号等については現行告示における名称等による。

以下の書類について、「個人に関する情報や学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」、「大学設置等の認可申請書のうち既に公開している情報」を除き掲載。

- ① 寄附行為（寄附行為変更の場合、新旧対照表を含む）
- ② 設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類（様式第4号その1）
- ③ 設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類（様式第4号その4）
- ④ 財産目録総括表（様式第6号その2）（小科目及び負債率を除く）
- ⑤ 貸借対照表（学校法人会計基準に規定する小科目及び注記を除く）
- ⑥ 事業計画（様式第7号その1）（施設又は設備の整備計画のうち事業費及び財源を除く）
- ⑦ 資金収支予算決算総括表（様式第10号その1）（新設校分）
- ⑧ 事業活動収支予算決算総括表（様式第10号その2）（新設校分）

### （3）寄附行為変更の届出手続き等

私立大学の学部等の届出設置（授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの）等に係る寄附行為変更の届出については、以下の流れを参照。



## (4) 設置計画等の変更について

申請書類の一部変更や認可後の設置計画変更については、外的要因等のやむを得ない場合にのみ認められるものであることを十分理解のうえ、申請書類、設置計画については精緻に作成し提出すること。

### ① 申請書類の一部変更手続き等（申請から認可までの間の手続き）

寄附行為（変更）認可申請書類について、申請から認可までの間に外的要因等によりやむを得ず申請書類の内容等の修正が必要となった場合には、申請書類の一部変更手続きが必要。

＜一部変更手続きが必要となる例＞

- 大学設置分科会の意見への対応（施設設備の充実等）により、設置経費が変更となる例
- 工事等の契約を締結したことにより、設置経費が変更となる例 など

### ② 設置計画の変更協議手続き等（認可後、完成年度までの間の手続き）

◇ 認可後、完成年度までの間に、認可時の設置計画が変更となる場合には、構想段階で、あらかじめ私学行政課法人係に相談することが必要。

◇ 事前協議なく設置計画を変更した場合には、大学設置・学校法人審議会において対応を審議。（内容によっては「不認可期間の決定」につながる場合もあるので留意が必要。）

＜設置計画の変更協議が可能となる例＞

- 認可時の設置計画を確実に履行したうえで、さらに施設等の充実をはかるもの。
- 新たな学部等の設置認可申請により、設置計画を変更せざるを得ないもの。
- 道路等の付け替え等

## 6. 申請書類作成上の留意点等

近年、準備不足と考えられる申請や、意識の低い申請者の増加などが散見。その結果、申請中及び認可後の計画変更が多発している。設置認可等の申請については、以下の審議会長等のコメントを十分理解の上行っていただきたい。

### 【大学設置・学校法人審議会長コメント（H19.11.27）（抜粋）】

- ◇平成20年度開設予定の申請案件は、総じて準備不足の傾向が顕著。
- ◇大学設置に関する基本的理解を欠いているとの懸念がもたれる内容のものも散見。
- ◇各申請者はじめ大学の設置・運営に関わる全ての方に対し、あらためて大学を設置する責任の重みを十分に自覚していただくよう強くお願いしたい。
- ◇積極的に教育情報・財務情報を公開し、社会に対する説明責任を果たすよう期待。

### 【大学設置・学校法人審議会学校法人分科会長コメント（H20.2.27）（抜粋）】

- ◇近年、新設早々学生確保に苦しむ経営見通しの甘い大学、校舎の全部借用の結果借料が経営を大きく圧迫する株式会社立大学の例が多く散見。
- ◇昨今、認可申請書の不実記載などの不正申請、文部科学大臣勧告を受けた株式会社立大学の例など、一部とはいえ私立大学に対する社会の信頼を失いかねない事案が続き、極めて遺憾。
- ◇設置認可に際し、「数値基準されクリアすれば」といった低い意識の申請者が増加。
- ◇我が国の私立大学制度に関する各設置者の強い自覚、自省を切に求めたい。また、各種大学関係団体にも、会員大学に対する適切な対応を期待。

## ○ 不認可期間の決定について

寄附行為（変更）認可申請及び学部等の設置に係る届出において、①偽りその他不正の行為があった者からの寄附行為（変更）認可申請は、当該不正行為が判明した日から②相当と認められる期間認可しない。

### ① 偽りその他不正の行為があった者

過去の認可申請（認可、不認可、取り下げの別は問わない）又は学部等の設置に係る届出における虚偽の記載や不正な働きかけ。以下、典型的な類型

- i) 文部科学省への提出書類の虚偽記載又は重要な事実の記載の欠如
- ii) 面接審査・実地調査時における不正の行為
- iii) その他

※ 認可後に事前協議を経ずに認可された設置計画を変更した場合も含まれることに留意。

### ② 相当と認められる期間

「重大なもの」（相当と認める期間4～5年）

- ・ 認可処分に重大な違法性があるもの、不正行為が是正されないもの、組織的・意図的に行われている場合

「その他」（相当と認める期間2～3年 ※軽微なものは2年未満）

※ 不正行為を行った時点から10年以上が経過している場合、自主的に不正を報告、公表し改善努力を行っていると認められるもので、学生等の被害が生じていない場合は2年未満とする。

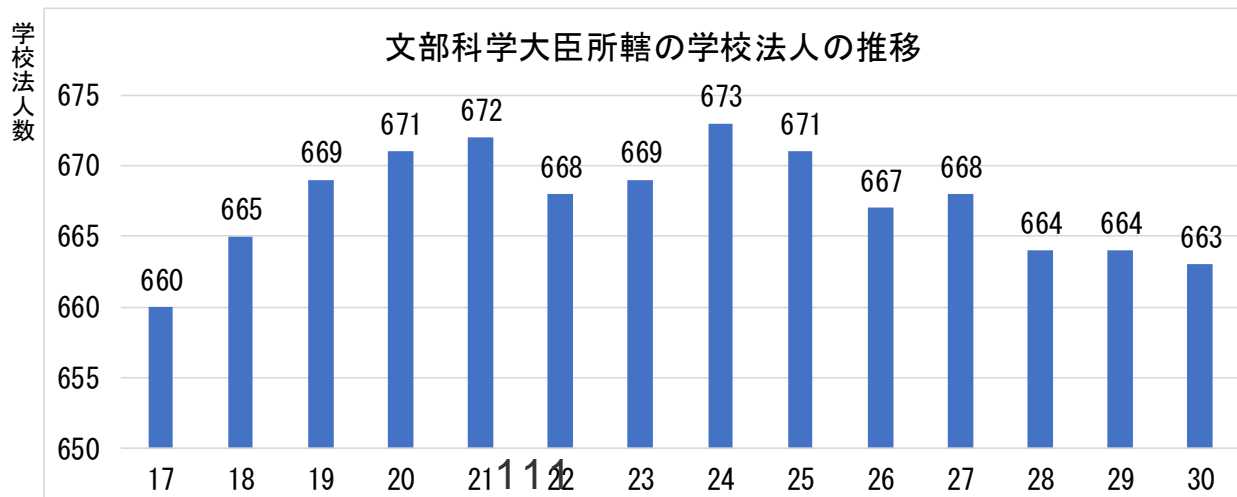
## <参考資料1>

## 文部科学大臣所轄の学校法人数等の推移

### 文部科学大臣所轄学校法人の設立等認可件数等の推移

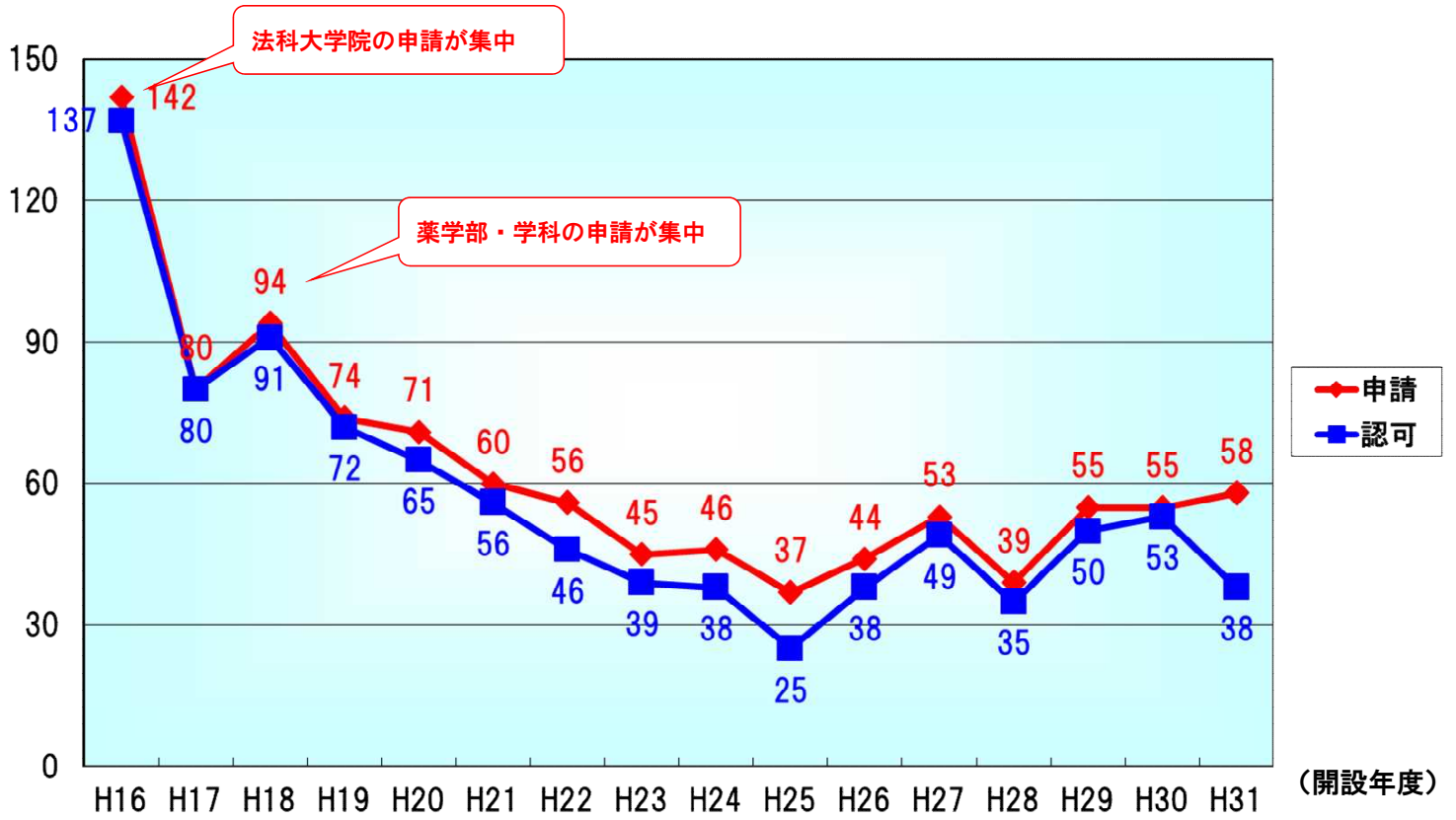
法人数は各年度4月1日現在

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
法人数	660	665	669	671	672	668	669	673	671	667	668	664	664	663
増加	新設法人による増	1	3	0	3	1	1	0	3	0	1	0	1	1
	知事所轄からの移行による増	1	4	6	2	7	0	5	5	1	1	2	0	4
減少	知事所轄への移行による減	△2	△2	△1	△2	△3	△2	△3	△3	△2	△2	0	△3	0
	合併による減	0	0	0	△1	△3	0	△1	0	0	△1	△1	△4	0
	解散による減	△3	0	△1	0	△1	△3	0	△1	△1	△3	0	△1	△1
増減法人数合計	△3	5	4	2	1	△4	1	4	△2	△4	1	△4	0	△1



<参考資料2>

(件数) 大学等の設置に係る寄附行為(変更)の申請, 認可件数の推移



## **VIII 大学入学者選抜における注意事項 について**

# 大学入学者選抜における注意事項について

平成30年12月

大学設置等に関する事務担当者説明会



文部科学省  
MEXT  
MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

## 1. 大学入試センター試験の利用に係る手続について



## 平成32年度大学入試センター試験（H32.1実施）の利用に係る手続について①

大学がセンター試験を利用する場合、「大学入試センター試験実施大綱」に基づき、期限までに必ず**文部科学省及び大学入試センターへの通知**が必要。



○ 大学の手続き漏れや不備などによりセンター試験を利用できないケースが発生。

手続上の漏れや不備などにより、センター試験が利用できなくなると、受験生への影響だけでなく、大学での募集にも影響が及ぶため、十分な注意が必要です。

少しでも不明な点があれば、随時、文部科学省大学入試室へお問合せください。

【過去にあった手続き漏れの事例】

- 手続きの失念や不認知。（担当者の異動等により手続きが引き継がれていなかった等）
- 通知等の提出期限の誤認。
- 短期大学は手続きが不要と誤認していた。

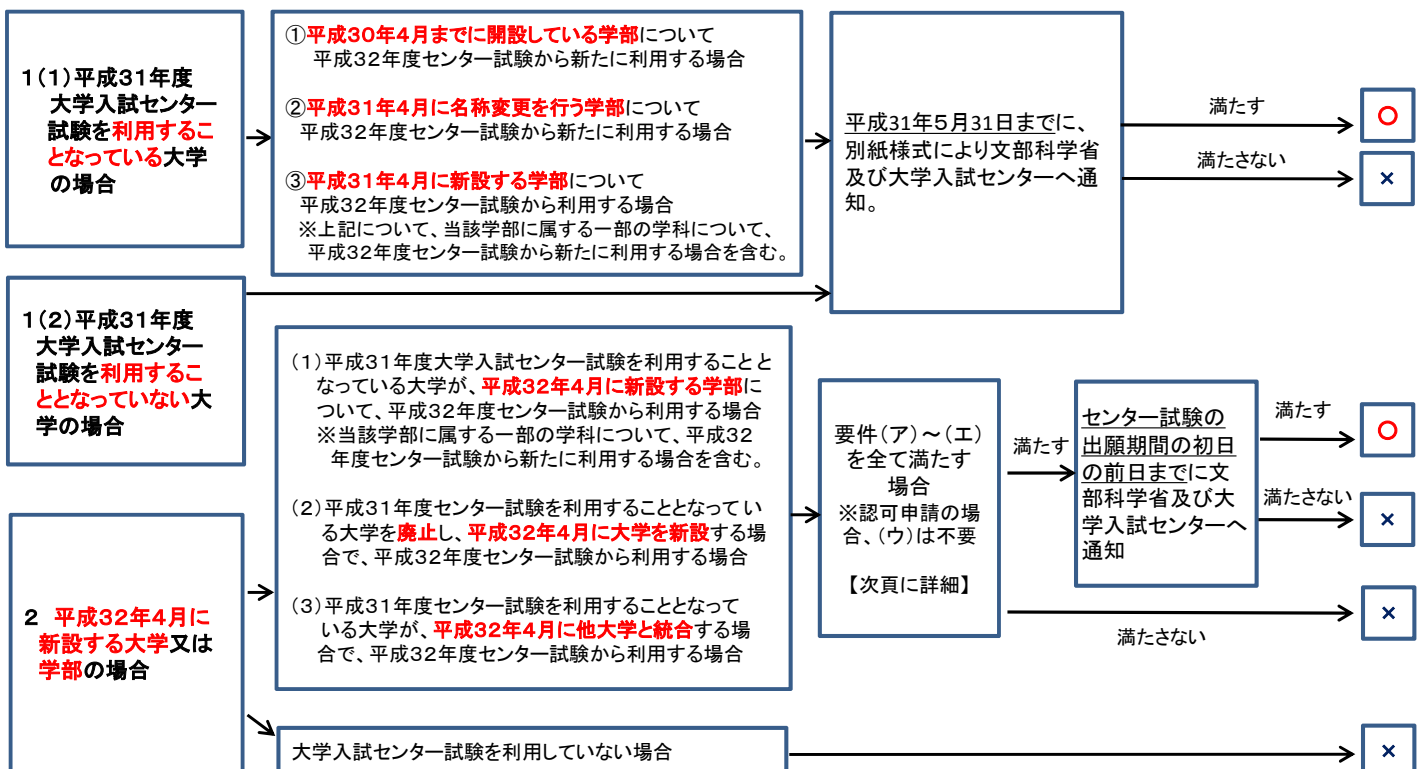
3

## 平成32年度大学入試センター試験（H32.1実施）の利用に係る手続について②

### 手続きのフローイメージ

※このフローイメージは、センター試験の利用手続きをイメージしやすいよう作成したものです。確認する際は、必ず大学入試センター試験実施大綱を見ながら確認するようにしてください。

※学部・大学の場合は学部、短期大学の場合は学科のことを指す。



## 平成32年度大学入試センター試験（H32.1実施）の利用に係る手続について③

平成32年4月に新設する大学又は学部（短期大学においては学科）が、平成32年度センター試験（H32年1月実施）から利用する場合の要件

（※以下（ア）～（エ）の要件をすべて満たすことが必要。）

（ア）：平成31年7月31日までに、「設置の手引き」によりPR活動を実施していること。ただし、PRの内容には、「センター試験の利用方法」及び「審査継続による保留等でセンター試験の利用ができなかった場合の対応」も含む内容となっていること。

（イ）：所属する地域の連絡会議に対し、センター試験を利用予定である旨を報告していること。

（ウ）：平成32年度センター試験の出願期間初日の前々日までに、設置届出を行った日から60日が経過していること。（設置認可申請の場合は、本要件は該当しない）

（エ）：平成32年度大学入試センター試験の出願期間初日の前々日までに、文部科学省及び大学入試センターに、（ア）～（ウ）を満たしていることを任意様式により報告していること。  
（センター試験の利用に係る別紙様式を文部科学省及び大学入試センターへ通知する必要があることに注意。）

5

## 2. 大学入学者選抜における出題・合否判定ミス等の防止について

# 入学者選抜におけるミスについて

- 文部科学省より、毎年度12月上旬頃に、大学入学者選抜における出題・合否判定ミス等の防止について、各大学に通知している。

## 【概要】

・毎年、大学入試において、出題・合否判定ミス、募集要項の作成段階でのミス、追加合格手続きにおけるミス等が発生していることを踏まえ、

- ① 出題・合否判定ミス等がないよう留意して実施すること
- ② ミスが生じた場合は、受験生等への情報提供を含め必要な対応や文部科学省大学入試室に対する第一報を行うとともに、速やかに報告書を提出すること
- ③ 近年の事例を参考に、作題や試験実施の参考とすること

- 入学者選抜におけるミスの件数は増加傾向。

平成19年度 142大学 232件 ⇒ 平成30年度 191大学 390件



各大学において、**ミスの防止に向けた対応**を行う必要

## 入学者選抜におけるミスに対する文部科学省の対応(H30年)

1月9日 全大学に対し、**改めて入学者選抜におけるミスの防止及び早期発見、特に外部から入試ミスに係る指摘があった場合に適切に対応する**よう求める通知を发出

2月1日 入学者選抜におけるミスの防止等のためのルール作りを進めるとともに、各大学の取組状況について調査・把握を行うこと、入試ミスに係る専用の窓口を設置する旨の**「文部科学大臣コメント」**を公表

2月1日 入試問題のミスの早期発見のため、**入試ミスに係る専用の窓口を設置**  
※ホームページ<[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/senbatsu/1400778.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senbatsu/1400778.htm)>

6月4日 大学及び高等学校の関係者等の意見も踏まえ、入学者選抜におけるミスの防止や早期発見のため、解答例等の具体的な開示の在り方などについて検討し、**入学者選抜におけるミスの防止等のためのルール**を作成

# 入学者選抜におけるミスの防止に係る新たなルールの概要

平成31年度大学入学者選抜実施要項(高等教育局長通知)において、以下の事項を新たに定める。

## ① 入試情報の取り扱い

- ・ 試験問題、解答は原則として公表
- ・ ただし、一義的な解答が示せない記述式の問題等については、出題の意図又は複数若しくは標準的な解答例を公表

## ② 体制の強化

- ・ 学長のリーダーシップの下、入試担当の理事、副学長等が入試業務全体を統括するなど、入学者選抜全体のガバナンス体制を構築

## ③ 点検の複数回化

- ・ 問題作成時の点検だけでなく、試験実施中や試験実施後においても点検
- ・ チェック体制自体も不断に点検

## ④ 外部から指摘があった場合の対応

- ・ 外部から入学者選抜におけるミスに係る指摘等があった場合には、速やかに作題者以外の者も含めて組織的な対応で検証

## 入学者選抜におけるミスについて 事例①

### <事例>

試験終了直前に受験生から問題に対する質疑があり、試験実施本部で検討の結果、補足説明を行うとともに試験時間を全員10分延長することとした。  
しかし、一部の試験室では伝達が間に合わず時間延長が行われなかった。

本事例は、試験実施本部から試験室への伝達に想定以上の時間がかかった  
**緊急時対応についての事前の想定が不十分さが原因。**

「試験実施本部からの伝達にかかる所要時間」、  
「緊急時に必要な体制の検討」  
などといった点についても、十分な想定が必要。



教員、事務職員等関係者が一体となり、**緊急時の対応における迅速性及び公平性の確保を含めた**円滑な試験実施・伝達体制の確立に努めること。

## 入学者選抜におけるミスについて 事例②

### <事例>

1. 「 $h^2$ 」とすべきところ「h」と誤記してしまったなど数式・記号の誤り。
2. 「池田勇人」を「池田隼人」と誤記してしまったなど漢字の誤り。
3. 漢字の読みを問う問題で「雑言」について「ぞうげん」という読みを誤りとしていたが、辞書等によればその読み方も誤りとは言えなかった。
4. 誤りとしていた選択肢が、最新の研究では誤りとは言えなかった。
5. 100点満点としていたが、素点を合計すると合計が95点しかなかった。 など

本事例のような誤記、正答の不存在／複数存在はミス報告の中で**最多**。

ほとんどが**点検の不十分さに起因**。

**試験実施後・合否発表後のミス発覚も多い。**



試験問題の点検については、**試験実施直前に点検するだけでなく、試験開始後においても速やかに、作題者以外の者も含めて、二重三重に点検を行う**こと等により、ミスの防止及び早期発見に努めること。なお、問題の文面だけでなく、**問題の内容についても解答が導き出せるか確認すること**。特に**外部からの指摘等によりミスの可能性が判明した場合には、組織的な体制で検証を行うこと**。

11

## 入学者選抜におけるミスについて 事例③

### <事例>

1. 別の日程の問題用紙を誤って配付した。
2. 回収した解答用紙の枚数が不足していた。
3. 面接担当教員が面接試験開始時刻を勘違いしており、試験開始時刻に遅刻した。
4. ホームページで合格発表する際、設定を誤り、正規の時間前に公表した。
5. 合否通知を誤った住所に発送した。

本事例は、責任者の指示不足や事務の確認不足などが背景にあるが

**実施体制の不十分さが原因**。

教員と事務職員が連携し相互に補完するような体制をとることが重要。



- ・**入学者選抜業務のプロセス全体を把握**した上で、ミスを防止するためのガイドラインを作成すること等により、**業務全体のチェック体制を確立**すること。また、入学者選抜に関わる者の責務を明確にし、**責任をもって業務を行うよう注意を喚起**すること。
- ・各担当の**業務は必ず複数人で行い、相互に確認する体制を確立**すること。

## **IX 工学系教育改革に係る大学設置基準・ 大学院設置基準等の一部改正**

# 工学系教育改革に係る大学設置基準・ 大学院設置基準等の一部改正【概要】

## 改正の趣旨

今回の改正は、平成30年6月8日の中央教育審議会大学分科会の答申を受けて、次代の我が国を担う新たな価値を創出するための企画立案やそれを実現する能力を持つ技術者の量的拡大及び質的充実を図るために、

①複数の工学の専攻分野を横断した教育課程の実施に向けた工学部等における学科・専攻の縦割りの見直し

②学部と大学院の連続性に配慮した教育課程における、工学以外の専攻分野の内容や、企業等と連携した実践的な内容を盛り込んだ教育の実施

を促進するものであり、そのための所要の大学設置基準等の改正を行った。

(平成30年6月29日改正)

## 1. 学科・専攻の縦割りの見直し

### 改正の内容

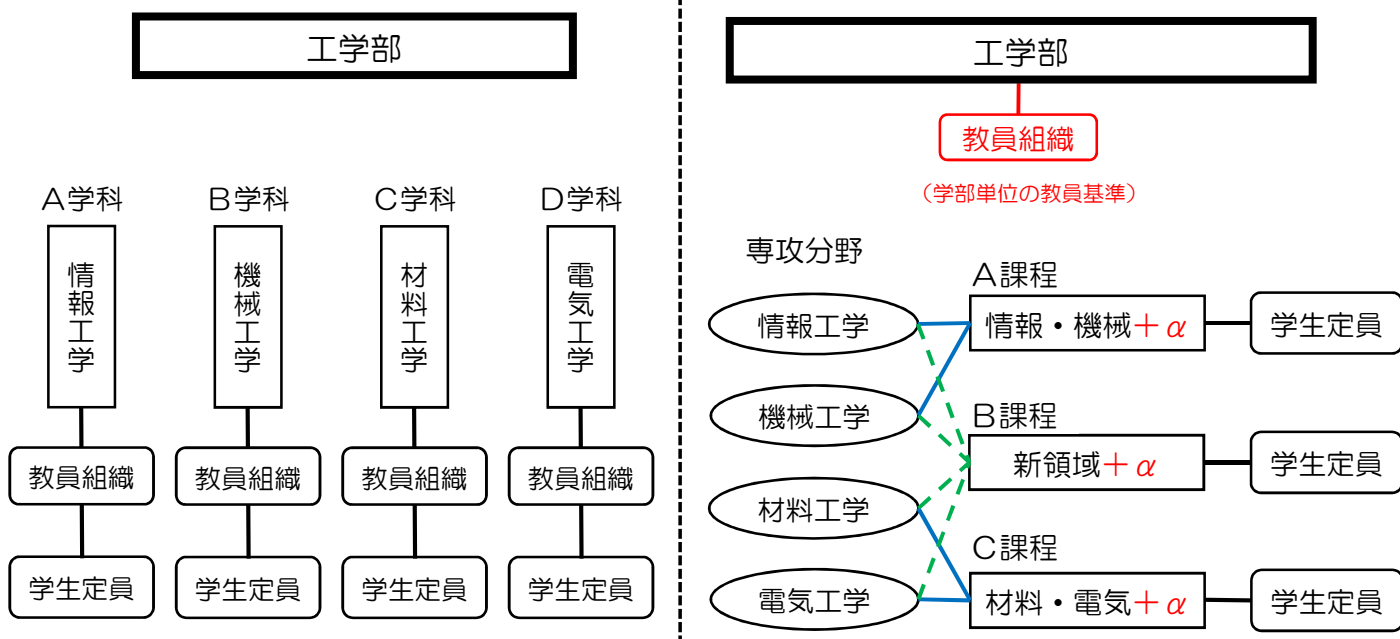
○工学部に「課程」、工学系の大学院に「研究科以外の基本組織」を設けた場合の教員基準を、学科・専攻等の単位ではなく、学部・研究科以外の基本組織単位で定める。

⇒学部等全体で教員編成を行い、社会の要請・産業分野の変化に応じて、複数の専攻分野を組み合わせた教育課程の機動的な展開を促進する。

【現行の「学科に代わる課程」を前提とした改正のイメージ】

学科（教育研究）

課程（教育）



## 2. 工学分野における学部と大学院の連続性に配慮した教育を行う場合の教員

### 改正の内容

#### ①他の専攻分野の学部・研究科の専任教員

工学部等において学部と大学院の連続性に配慮した教育課程を編成する場合には、工学以外の専攻分野の授業科目を開設するよう努めるものとする。この場合においては、工学部等に置くものとされている教員（設置基準が定める必要専任教員数）に加え、当該授業科目を担当する教員を置くものとする。

また、この場合に加えて置く当該授業科目を担当する教員については、学内の工学以外の学部・研究科の専任教員をもって充てることができることとする。

⇒工学以外の専攻分野（経営学、社会学等）の内容を組み合わせた教育課程の実施を促進する。

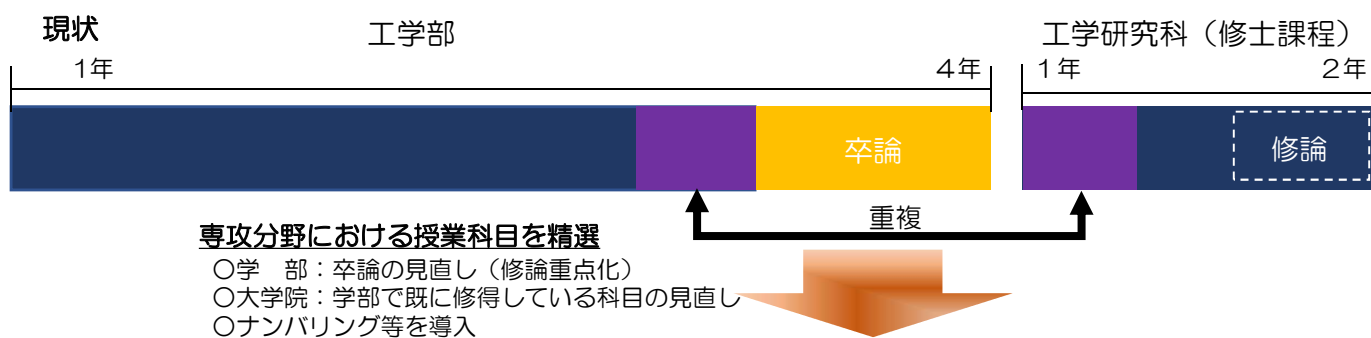
#### ②実務家教員（専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験、かつ、高度の実務の能力を有する者）

工学部等において学部と大学院の連続性に配慮した教育課程を編成する場合には、企業との連携による授業科目を開設するよう努めるものとする。この場合においては、工学部等に置くものとされている教員に加え、企業からの実務家教員を専任教員として置くものとする。

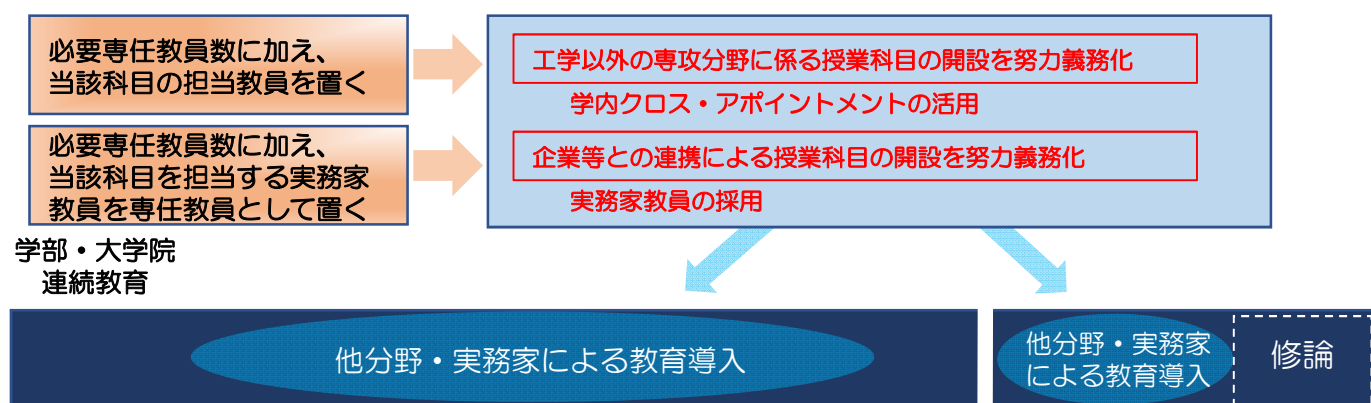
また、この場合に、加えて置く実務家教員については、専任の教員以外の者であっても、学部にあっては1年に6単位以上、大学院にあっては1年につき4単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の組織の運営について責任を担う者（みなし専任教員）で足りることとする。

⇒企業等と連携したPBLなど、実践的な内容を盛り込んだ教育課程の実施を促進する。

#### 【学部・大学院の連続教育を実施する場合の教育課程のイメージ】



工学の中での2分野以上の専攻分野や工学以外の専攻分野の修得、企業等と連携した実践的な内容を盛り込んだ教育課程を編成し、主専攻・副専攻（メジャー・マイナー）、ダブルメジャーを実現。





## **X 特定地域内学部収容定員の抑制**

# 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律

我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下している実情に鑑み、地域における若者の修学及び就業を促進し、地域の活力の向上及び持続的発展を図るため、内閣総理大臣による基本指針の策定及び地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定制度並びに当該事業に充てるための交付金制度の創設等の措置を講ずる。

## (1) 地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度（キラリと光る地方大学づくり）

○ 地方公共団体は、内閣総理大臣が定める基本指針に基づき、地域の中核的産業の振興や専門人材育成等に関する計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請。

○ 地方公共団体は、計画の案の作成等について協議するため、大学及び事業者等と地域における大学振興・若者雇用創出推進会議を組織。

○ 国は、計画の認定を受けた地方公共団体に対し、交付金を交付。

(※)内閣府交付金分70億円(文部科学省予算等を含む地方大学・地域産業創生事業100億円の内数)【平成30年度予算】

## (2) 特定地域内の大学の学生の収容定員の抑制

○ 大学等の設置者又は大学等を設置しようとする者は、特定地域内(※)の大学等の学部等の学生の収容定員を増加させてはならない(10年間の時限措置)。

(※)学生が既に相当程度集中している地域等として東京23区を政令で規定。

○ 例外事項の具体例

- ・スクラップアンドビルドによる新たな学部等の設置
- ・留学生や社会人の受入れ
- ・夜間・通信教育を行う学部・学科を設置する場合
- ・収容定員増等について、投資・機関決定等を行っている場合
- ・専門職大学等の設置(5年間の経過措置)

## (3) 地域における若者の雇用機会の創出等

○ 国は地方公共団体と連携して地域における若者の雇用機会の創出等の必要な施策を講ずるよう努める。

【主な施策】

①地元中小企業等でのインターンシップ、②プロフェッショナル人材、③奨学金返還支援制度

**目標**

東京一極集中是正に向けた他の施策と合わせ、2020年時点で地方・東京圏の転出入均衡を目指す。  
(参考:2016年の東京圏への転入超過数は約12万人)



閣 副 第 6 1 0 号  
府 地 事 第 5 0 1 号  
30 文 科 高 第 5 3 6 号  
平 成 3 0 年 9 月 2 8 日

各都道府県知事  
各指定都市市長  
各国公私立大学長  
各国公私立高等専門学校長  
大学を設置する各地方公共団体の長  
各公立大学法人の理事長  
文部科学大臣所轄各学校法人の理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
各都道府県教育委員会教育長  
高等専門学校を設置する各地方公共団体の教育委員会教育長  
厚生労働省社会・援護局長及び医政局長

殿

内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官

稲 山 博 司

(印影印刷)

内 閣 府 地 方 創 生 推 進 事 務 局 長

田 村 計

(印影印刷)

文 部 科 学 省 高 等 教 育 局 長

義 本 博 司

(印影印刷)

特定地域内学部収容定員の抑制等に係る地域における大学の振興  
及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関  
する法律の一部の施行等について（通知）

「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」（平成 30 年法律第 37 号。以下「法」という。）は、本年 6 月 1 日に公布され、特定地域内学部収容定員の抑制等に関する規定を除き、同日に施行されました。

このたび、当該規定が平成 30 年 10 月 1 日から施行され、また、併せて「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の特定地域を定める政令の一部を改正する政令」（平成 30 年政令第 272 号）及び「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令」（平成 30 年内閣府、文部科学省令第 1 号）が同日から施行されることとなりました。

さらに、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成 30 年政令第 278 号）及び「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令」（平成 30 年内閣府令、文部科学省令第 2 号）が平成 30 年 9 月 28 日に公布され、平成 31 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する法の規定、平成 31 年 4 月 1 日時点の「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令」（以下「施行令」という。）及び同日時点の「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令」（以下「共同命令」という。）の規定及び留意事項は下記のとおりです。

各都道府県におかれては、この旨を貴管内市区町村（政令指定都市を除く。）及び所轄の専修学校に対して、周知いただくようお願いいたします。また、都道府県教育委員会におかれては、この旨を所管する専修学校及び専修学校を設置する市区町村教育委員会に対して、専修学校を設置する国立大学及び厚生労働省におかれては、この旨を所管する専修学校に対して、周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、関係資料と併せて内閣官房・内閣府及び文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

## 記

### 第一 特定地域内学部収容定員の抑制等に関する法の規定について

#### 1 特定地域（法第 5 条第 3 項関係）

特定地域とは、大学の学部及び短期大学の学科（夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。以下同じ。）の学生が既に相当程度集中している地域であって他の地域における若者の著しい減少を緩和するために当該学生が更に集中することを防止する必要がある地域として政令【施行令第 1 条】で定める地域をいうこと。

#### 2 特定地域内学部収容定員の抑制等（法第 13 条関係）

大学若しくは短期大学の設置者又は大学若しくは短期大学を設置しようとする者（以下「大学又は短期大学の設置者等」という。）は、特定地域外の地域における若者の修学及び就業を促進するため、特定地域内における大学の学部

の設置、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の方法により、特定地域内学部収容定員（特定地域内に校舎が所在する大学の学部及び短期大学の学科の学生の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生に係るものとして政令【施行令第2条】で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下同じ。）を増加させてはならないこと。ただし、次に掲げる場合は、この限りでないこと。

I 特定地域内に設置している大学の学部等（大学の学部、短期大学の学科、高等専門学校学科又は専修学校の専門課程をいう。以下同じ。）の廃止、特定地域内から特定地域外への学部等の移転その他の方法により特定地域内学部等収容定員（特定地域内に校舎が所在する学部等の学生等（大学の学部、短期大学の学科若しくは高等専門学校学科の学生又は専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生等に係るものとして政令【施行令第3条】で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下同じ。）を減少させることと併せて、政令【施行令第4条第1項】で定めるところにより、当該学部等を置く大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校の設置者（以下「大学等の設置者」という。）が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を考慮して政令【施行令第4条第2項】で定めるところにより算定した数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

II Iに規定する方法により特定地域内学部等収容定員を減少させる大学等の設置者との協議に基づき、当該特定地域内学部等収容定員の減少と併せて、政令【施行令第4条第1項】で定めるところにより、当該大学等の設置者とは異なる大学又は短期大学の設置者等が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を考慮して政令【施行令第4条第2項】で定めるところにより算定した数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

III 大学又は短期大学における教育研究の国際競争力の向上、実践的な教育研究の充実その他の教育研究の質的向上を図るために外国人留学生又は就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合その他の特定地域内学部収容定員を増加させることが特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれが少ないものとして政令【施行令第5条】で定める場合

### 3 勧告及び命令（法第14条関係）

① 文部科学大臣は、大学若しくは短期大学（公立学校又は私立学校であるものに限る。）の設置者又は大学若しくは短期大学を設置しようとする者（以下「公私立大学設置者等」という。）が2の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該公私立大学設置者等に対し、その是正のために必要な措置を講ずることを勧告することができること。

② 文部科学大臣は、①の規定による勧告を受けた公私立大学設置者等が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかつたときは、当該公私立大学設置者等に対し、当該措置を講ずることを命ずることができること。

- ③ 文部科学大臣は、①の規定による勧告又は②の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、当該公私立大学設置者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができること。
- 4 失効（法附則第2条関係）  
2及び3の規定は、平成40年3月31日限り、その効力を失うこと。
- 5 経過措置（法附則第3条関係）  
2の規定は、次に掲げる場合において、特定地域内学部収容定員を増加させるときは、適用しないこと。
- I 平成31年3月31日までに、特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科の設置その他の政令【施行令附則第2条】で定める事項について、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定による文部科学大臣の認可（以下「認可」という。）を受けた場合
- II 平成36年3月31日までに、特定地域内における専門職大学若しくは専門職短期大学又はこれらに準ずるものとして政令【施行令附則第3条】で定めるもの（以下「専門職大学等」という。）の設置その他の政令【施行令附則第4条】で定める事項について認可を受けた場合
- III 2～5の規定の施行の日（平成30年10月1日）から起算して1年を超えない範囲内において政令【施行令附則第5条】で定める日（平成30年12月31日）までに、特定地域外から特定地域内への大学の学部又は短期大学の学科の移転その他の政令【施行令附則第5条各号】で定める事項について、政令【施行令附則第5条】で定めるところにより、文部科学大臣への届出を行った場合
- IV I～IIIに掲げる場合のほか、2～5の規定の施行の際現に特定地域内における大学の学部の設置、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の方法により特定地域内学部収容定員を増加させるために必要な校舎その他の施設又は設備の設置又は整備に関し政令【施行令附則第7条】で定める相当程度の準備が行われている場合
- 6 施行令への委任（法附則第4条関係）  
5に定めるもののほか、法の施行に関し必要な経過措置について、政令【施行令附則第6条】で定めること。
- 7 検討（法附則第5条関係）
- ① 政府は、平成36年3月31日までの間に、専門職大学等の設置の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- ② 政府は、平成40年3月31日までの間に、地域における若者の修学及び就業の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 第二 施行令の規定について

### 1 特定地域（施行令第1条関係）

特定地域は、東京都の特別区の存する区域とすること。

### 2 特定地域内学部収容定員の算定方法（施行令第2条関係）

特定地域内学部収容定員は、大学の学部にあつては当該学部の学科ごとの年次別収容定員（修業年限における年次別に区分した収容定員として内閣府令・文部科学省令【共同命令第2条】で定めるところにより算定したものをいう。以下同じ。）のうち特定年次（学生がその履修する教育課程において主として特定地域内に所在する校舎で授業を受けることとなるものとして内閣府令・文部科学省令【共同命令第3条】で定める基準に該当する年次をいう。以下同じ。）に係るものを合算し、短期大学の学科にあつては当該学科の年次別収容定員のうち特定年次に係るものを合算して算定するものとする。

### 3 特定地域内学部等収容定員の算定方法（施行令第3条関係）

特定地域内学部等収容定員は、大学の学部及び短期大学の学科にあつては特定地域内学部収容定員の算定方法の例により算定した収容定員から次に掲げるものを控除して、高等専門学校の学科にあつては当該学科（第4学年及び第5学年に係る部分に限る。）の年次別収容定員のうち特定年次に係るものを合算したのから平成32年1月1日以後に増加させた収容定員を控除して、専修学校の専門課程にあつてはこれらの算定方法の例に準じて内閣府令・文部科学省令【共同命令第5条】で定めるところにより、算定するものとする。

I 法第13条第3号に掲げる場合（5Ⅲに掲げる場合を除く。）に増加させた特定地域内学部収容定員

Ⅱ 法附則第3条第2号に掲げる場合に増加させた特定地域内学部収容定員

Ⅲ 10に規定する場合に増加させた特定地域内学部収容定員

### 4 特定地域内学部等収容定員の減少と併せて行う特定地域内学部収容定員の増加（施行令第4条関係）

① 法第13条第1号又は第2号に掲げる場合に特定地域内学部収容定員を増加させようとする大学又は短期大学の設置者等は、当該増加と併せて行う特定地域内学部等収容定員の減少を開始する前に、内閣府令・文部科学省令【共同命令第6条第1項】で定めるところにより、その旨その他内閣府令・文部科学省令【共同命令第6条第2項】で定める事項を文部科学大臣に届け出るものとする。

② 法第13条第1号又は第2号に掲げる場合に増加させることができる特定地域内学部収容定員の数の範囲は、当該増加と併せて減少させる特定地域内学部等収容定員の数を超えない範囲とすること。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める数を超えない範囲とすること。

I 特定地域内学部収容定員を増加させる大学の学部の学科又は短期大学の学科（以下「増加学科」という。）の修業年限の年数が当該増加と併せて特定地域内学部等収容定員を減少させる大学の学部の学科、短期大学の学科又は高等専門学校の学科（以下「減少学科」という。）の修業年限の年

数（高等専門学校の学科にあつては、2年。以下同じ。）より長い場合  
当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を当該減少学科の特定年次  
の年数で除して得た数に、当該増加学科の修業年限の年数と当該減少学  
科の修業年限の年数との差に相当する年数と当該減少学科の特定年次の年  
数とを合算して得た数を乗じて得た数

II 増加学科の修業年限の年数が当該増加と併せて特定地域内学部等収容定  
員を減少させる専修学校の専門課程の修業年限の年数より長い場合 Iに  
規定する算定方法の例に準じて内閣府令・文部科学省令【共同命令第7条】  
で定めるところにより算定した数

5 法第13条第3号の政令で定める場合（施行令第5条関係）

法第13条第3号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とすること。

I 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の  
在留資格をもって在留する者である学生に限定して特定地域内学部収容定  
員を増加させる場合

II 就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合  
として内閣府令・文部科学省令【共同命令第8条第1項】で定める場合

III 大学の学部の学科又は短期大学の学科について、その修業年限を延長す  
ることと併せて、その特定地域内学部収容定員の数を特定年次の年数で除  
して得た数に当該延長する修業年限の年数を乗じて得た数の範囲内で特定  
地域内学部収容定員を増加させる場合

IV I～IIIに掲げる場合に準ずる場合として内閣府令・文部科学省令【共同  
命令第8条第2項】で定める場合

6 法附則第3条第1号の政令で定める事項（施行令附則第2条関係）

法附則第3条第1号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とすること。

I 特定地域内における大学又は短期大学の設置

II 特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科の設置であつて、当  
該大学又は短期大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

III 特定地域内における私立学校である大学の学部の学科の設置であつて、  
当該大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

IV 特定地域内学部収容定員の増加を伴う私立学校である大学又は短期大学  
の収容定員に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴う  
もの

7 専門職大学又は専門職短期大学に準ずるもの（施行令附則第3条関係）

法附則第3条第2号の専門職大学又は専門職短期大学に準ずるものとして政  
令で定めるものは、大学（専門職大学を除く。8において同じ。）の学部若し  
くは学部の学科又は短期大学（専門職短期大学を除く。8において同じ。）の  
学科であつて、内閣府令・文部科学省令【共同命令附則第3条】で定めると  
ころにより専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展  
開し、又は育成する教育課程を編成するもの（8において「専門職学部等」とい  
う。）とすること。



- 8 法附則第3条第2号の政令で定める事項（施行令附則第4条関係）  
法附則第3条第2号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とすること。
- I 特定地域内における専門職大学又は専門職短期大学の設置
  - II 特定地域内における専門職大学の学部又は専門職短期大学の学科の設置であって、当該専門職大学又は専門職短期大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの
  - III 特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科のうち専門職学部等に該当するものの設置であって、当該大学又は短期大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの
  - IV 特定地域内における私立学校である専門職大学の学部の学科の設置であって、当該専門職大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの
  - V 特定地域内における私立学校である大学の学部の学科のうち専門職学部等に該当するものの設置であって、当該大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの
  - VI 特定地域内学部収容定員の増加を伴う私立学校である専門職大学又は専門職短期大学の収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴うもの
  - VII 特定地域内学部収容定員の増加を伴う私立学校である大学）又は短期大学の収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴うもの（専門職学部等に該当するものに係る収容定員を増加させることに伴い、当該増加させる収容定員の数の範囲内において当該大学又は短期大学の収容定員の総数を増加させるものに限る。）
- 9 特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転等についての届出（施行令附則第5条関係）  
法附則第3条第3号の届出は、平成30年12月31日までに、次に掲げる事項であって平成31年12月31日までに行われるものについて、内閣府令・文部科学省令【共同命令附則第4条】で定める様式に従い、行うものとする。
- I 学校教育法第4条第2項の規定により文部科学大臣に届け出なければならない事項のうち次に掲げるもの
    - イ 特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科の設置であって、当該大学又は短期大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの
    - ロ 特定地域内における私立学校である大学の学部の学科の設置であって、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの
    - ハ 特定地域内における私立学校である大学又は短期大学の収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの
  - II 特定地域内における公立学校である大学の学部の学科の設置
  - III 特定地域内学部収容定員の増加を伴う公立学校である大学又は短期大学の収容定員に係る学則の変更
  - IV I～IIIに掲げるもののほか、特定地域外から特定地域内への校舎の移転

その他の特定地域内学部収容定員を増加させるものとして内閣府令・文部科学省令【共同命令附則第5条】で定める事項

10 専門職大学等に関する経過措置（施行令附則第6条関係）

法第13条の規定は、平成35年12月31日までに、法附則第3条第2号に規定する専門職大学等に係る9Ⅰ～Ⅳに掲げる事項であって平成36年12月31日までに行われるものについて、内閣府令・文部科学省令【共同命令附則第4条】で定める様式に従い、文部科学大臣への届出を行った場合において、特定地域内学部収容定員を増加させるときは、適用しないこと。

11 法附則第3条第4号の政令で定める相当程度の準備（施行令附則第7条関係）

法附則第3条第4号の政令で定める相当程度の準備は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- Ⅰ 特定地域内学部収容定員の増加に関し、内閣府令・文部科学省令【共同命令附則第6条第1項及び第2項】で定めるところにより、当該大学又は短期大学の設置者等が意思決定を行い、及びその内容を公表していること。
- Ⅱ 校舎の新築又は増築、教育の用に供する機械又は器具の購入その他の施設又は設備の設置又は整備に関し、当該大学又は短期大学の設置者等が契約その他の行為であって内閣府令・文部科学省令【共同命令附則第6条第3項】で定めるものを行っていること。

第三 共同命令の規定について

1 年次別収容定員の算定方法（共同命令第2条関係）

施行令第2条に規定する年次別収容定員は、修業年限における年次別に区分した入学定員（大学が編入学定員を設けている場合における編入学定員を設けている年次以上の年次にあつては、入学定員と編入学定員の合計数。7②Ⅳにおいて同じ。）に相当する数とすること。

2 特定年次の基準（共同命令第3条関係）

① 施行令第2条に規定する共同命令で定める基準は、大学若しくは短期大学又は高等専門学校で定めるところにより、学生がその履修する教育課程において特定地域内に所在する校舎で受けることができる授業科目（②において「特定授業科目」という。）の単位数（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第32条第2項ただし書の規定により授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目については、当該授業科目の授業時間に相当する単位数。①及び②において同じ。）が、当該教育課程において開設されている全ての授業科目の単位数の2分の1を超えることとすること。

② ①の場合において、授業科目のうち、その授業時間の2分の1を超える時間において、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業科目の単位数は、①に規定する特定授業科目の単位数及び全ての授業科目の単位数に算入しないこと。

3 大学の学部及び短期大学の学科に関する昼夜開講制の取扱い（共同命令第4条関係）

施行令第2条に規定する大学の学部又は短期大学の学科には、昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行う大学の学部又は短期大学の学科を含むものとする。

4 専修学校の専門課程に係る特定地域内学部等収容定員の算定方法（共同命令第5条関係）

① 施行令第3条に規定する専修学校の専門課程に係る特定地域内学部等収容定員は、当該専門課程の修業年限の別による学科（夜間その他特別な時間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除き、昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うものを含む。Ⅲにおいて同じ。）の区分（以下「学科区分」という。）ごとの生徒総定員のうち、専修学校の定めるところにより、生徒がその履修する教育課程において特定地域内に所在する校舎で受けることができる授業科目の授業時数（単位制による学科にあつては、単位数。①において同じ。）が当該教育課程において開設されている全ての授業科目の授業時数の2分の1を超えることとなる学科区分に係るものを合算したものから、次に掲げるものを控除して算定するものとする。

I 平成32年1月1日以後に増加させた生徒総定員

II 特定地域内学部等収容定員の減少の日前6月以内において授業を行っていない学科区分に係る生徒総定員

Ⅲ 当該専修学校の専門課程の学科の専任の教員のうち、次に掲げる者の合計数が専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）第39条第2項で定める専任の教員の数に満たない部分の専門課程の学科に係る生徒総定員

イ 1週間に担当する授業科目の授業時数が6単位時間以上の者

ロ 当該専修学校の校長その他当該学科の授業を担当する役職員（当該専修学校の設置者の役員又はこれらに準ずる役職にある者をいう。）

ハ イ及びロに掲げる者に準ずると認められる者

② 2②の規定は、①の専修学校の専門課程に係る特定地域内学部等収容定員の算定について準用すること。この場合において、2②中「単位数」とあるのは、「授業時数」と読み替えるものとする。

5 特定地域内学部等収容定員の減少と併せて行う特定地域内学部収容定員の増加の届出（共同命令第6条関係）

① 施行令第4条第1項の規定による届出は、別記様式第1号による届出書に、別記様式第2号による説明書を添えて文部科学大臣に提出して行うものとする。

② 施行令第4条第1項に規定する共同命令で定める事項は、次に掲げるものとする。

I 特定地域内学部収容定員を増加させる大学の学部又は短期大学の学科の名称

II 増加させる特定地域内学部収容定員の数

Ⅲ 特定地域内学部収容定員を増加させる時期

Ⅳ 特定地域内に所在する校舎の所在地

- ③ ①の届出は、次に掲げる日のいずれか早い日までに行うものとする。
- I 特定地域内学部収容定員の増加と併せて行う特定地域内学部等収容定員の減少を開始する日の前日
  - II 特定地域内学部収容定員の増加に関し、当該増加に伴う学校教育法第4条第1項の認可の申請又は同条第2項後段若しくは同法に基づき若しくは同法を実施するための命令の規定による届出をする場合にあっては当該申請又は届出をする日、それ以外の場合にあっては特定地域内学部収容定員を増加させる年度の前年度の12月31日
- 6 増加することができる特定地域内学部収容定員の範囲(共同命令第7条関係)施行令第4条第2項第2号の共同命令で定めるところにより算定した数は、減少させる特定地域内学部等収容定員の数を、特定地域内学部等収容定員を減少させる専修学校の専門課程の学科区分の修業年限の年数(1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)で除して得た数に、増加学科の修業年限の年数を乗じて得た数とすること。
- 7 就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合等(共同命令第8条関係)
- ① 施行令第5条第2号の共同命令で定める場合は、入学する日の属する年の前年において次の各号のいずれかに該当する者のうち、入学者の選抜に係る試験の日の6月前から3月前までの間特定地域その他の当該大学に通常通学することができる地域に住所を有する者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合とすること。
    - I 1週間の所定労働時間が20時間以上である者
    - II 1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)第27条第2項に規定する事業所得の金額が57万円を超える者
  - ② 施行令第5条第4号の共同命令で定める場合は、次に掲げる場合とすること。
    - I 入学する日の属する年の3月31日までに満30歳以上になる者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合
    - II 次のいずれかに該当する者のうち、入学者の選抜に係る試験の日の6月前から3月前までの間、特定地域その他の当該大学に通常通学することができる地域に住所を有する者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合
      - イ 入学する日の属する年の前年以前の年において、①I又はIIのいずれかに該当していた者(①の規定に該当する者を除く。)
      - ロ イに該当しない者のうち、入学者の選抜に係る試験の日の1年前の日から配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び子又はそのいずれかと同居している者
  - Ⅲ 修業年限の後半を含む当該修業年限の2分の1以上の期間において、学

生が東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県に存する区域をいう。）以外の区域に所在する校舎で継続的に授業を受けることが確保され、かつ、当該期間を通じて当該校舎でのみ行われる必修科目又は選択科目（大学又は短期大学の定めるところにより、卒業の要件として学生が修得すべきものに限る。）が配当されているものに限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合

IV 大学の医学部（医学に関する学部の学科をいう。以下同じ。）について、期間を付して、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 4 条第 1 項の都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画において当該大学の医学部に係る入学定員の増加として記載された人数（その人数が地域における医師の確保に資するため医師が不足すると見込まれる地域の病院又は診療所に将来勤務しようとする学生に対する修学資金を当該道府県が貸与しようとする人数を超えるときは、当該人数）の範囲内で当該入学定員を増加させることに伴い、必要な限度において特定地域内学部収容定員を増加させる場合

V 外国の大学又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれ、かつ、特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれが少ないものに係る特定地域内学部収容定員を増加させる場合

③ ② I 及び II に規定する者に係る特定地域内学部収容定員は、施行令第 5 条第 2 号に掲げる場合に係る特定地域内学部収容定員と合わせて増加させることができること。

8 法第 13 条第 3 号に該当する場合の届出（共同命令第 9 条関係）

① 法第 13 条第 3 号に掲げる場合に特定地域内学部収容定員を増加させようとする大学又は短期大学の設置者等は、別記様式第 1 号による届出書に、別記様式第 3 号による説明書を添えて文部科学大臣に届け出るものとする事。

② ①の規定による届出は、当該特定地域内学部収容定員の増加に伴う学校教育法第 4 条第 1 項の認可の申請又は同条第 2 項後段若しくは同法に基づき若しくは同法を実施するための命令の規定による届出をする場合には当該申請又は届出をする日までに、それ以外の場合には特定地域内学部収容定員を増加させる年度の前年度の 12 月 31 日までに行うものとする事。

9 専門職学科（共同命令附則第 3 条関係）

施行令附則第 3 条の共同命令で定めるところにより専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開し、又は育成する教育課程を編成するものは、大学（専門職大学を除く。）の学部又は学科にあつては大学設置基準第 42 条の 4 第 2 項の規定により組織する専門職学部又は同条第 1 項の規定により教育課程を編成する学部の専門職学科とし、短期大学（専門職短期大学を除く。）の学科にあつては短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）

第 35 条の 4 の規定により教育課程を編成する専門職学科とすること。

10 施行令附則第 5 条及び第 6 条の届出書の様式等（共同命令附則第 4 条関係）

① 施行令附則第 5 条及び第 6 条の共同命令で定める様式は、別記様式第 1 号とすること。

② 8 ②の規定は、施行令附則第 6 条の規定による届出に準用すること。

11 特定地域外から特定地域内への校舎の移転等についての届出（共同命令附則第 5 条関係）

施行令附則第 5 条第 4 号に規定する共同命令で定める事項は、特定地域外から特定地域内への校舎の移転その他学校教育法第 4 条第 1 項の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならないこととされている事項（以下「認可事項」という。）以外の事項であって、特定地域内学部収容定員を増加させるものとする。

12 施行令附則第 7 条第 1 号の意思決定の内容等（共同命令附則第 6 条関係）

① 施行令附則第 7 条第 1 号の意思決定は、次に掲げる事項の全てをその内容とすること。

I 特定地域内における大学若しくは短期大学、大学の学部若しくは学部の学科若しくは短期大学の学科の設置、特定地域内に所在する大学若しくは短期大学の収容定員の増加、特定地域外から特定地域内への校舎の移転又はそれ以外の方法のいずれの方法により特定地域内学部収容定員を増加させるかの別

II 増加させる特定地域内学部収容定員の数

III 特定地域内に所在する校舎の所在地（建設予定地を含む。）

② 施行令附則第 7 条第 1 号の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によるものとする。

③ 施行令附則第 7 条第 2 号の共同命令で定める契約その他の行為は、次の各号のいずれかに該当する行為であって、特定地域内学部収容定員を増加させるために必要なものとする。

I 校舎の新築、改築、増築若しくは改修（以下「新築等」という。）又は購入若しくは借受けに関する契約の締結

II 校舎の設計又は新築等の工事に係る監理若しくは調査に関する契約の締結

III 校舎の新築等のための土地の購入、借受け又は整備に関する契約の締結

IV 校舎以外の教育の用に供する施設の新築等若しくは購入による設置若しくは整備の完了又は教育の用に供する機械若しくは器具の購入若しくは製作による設置の完了（必要な校舎が既に新築等されている場合であって、かつ、特定地域内学部収容定員を増加させるために必要な量を準備した場合に限る。）

④ ①の意思決定、②の公表及び③の契約その他の行為は、それらに係る特定地域内学部収容定員の増加が認可事項である場合においては平成 29 年 9 月 30 日までに、それ以外の場合においては平成 30 年 9 月 30 日までに行われた

ものに限るものとする。

13 法附則第3条第4号の適用に係る届出（共同命令附則第7条関係）

- ① 法附則第3条第4号に掲げる場合に特定地域内学部収容定員を増加させようとする大学又は短期大学の設置者等は、別記様式第1号による届出書に、別記様式第4号による説明書を添えて文部科学大臣に届け出るものとする。
- ② 8②の規定は、①の届出に準用すること。

#### 第四 留意事項

1 特定地域内学部収容定員の抑制等について（法第13条関係）

- 法第13条で禁止している特定地域内学部収容定員を増加させる「特定地域内における大学の学部の設置、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の方法」には、特定地域内学部収容定員を増加させるあらゆる行為が該当することとなるが、その行為は、おおむね施行令附則第2条各号及び第5条各号に掲げる事項が想定されること。それらに列挙されているもののほか、特定地域外から特定地域内への校舎の移転や授業を行う教室の変更、授業科目の配当される年次の変更や夜間学部の昼間学部又は昼夜開講制の学部への変更等が想定されること。
- 認可の申請があった場合において、その申請内容が法第13条に違反するときは、「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準」（平成15年文部科学省告示第45号）第1条に規定する認可の申請の審査の基準に合致しないこととなり、文部科学大臣は当該認可をしないこと。
- 法施行後に特定地域内学部収容定員を減少させた場合についても、法第13条各号及び附則第3条各号の場合を除いては、減少させる前の特定地域内学部収容定員に戻すことはできないこと。
- 法第13条各号に掲げる特定地域内学部収容定員の増加の抑制に係る除外規定又は法附則第3条若しくは第4条の規定に基づく経過措置規定の適用を受けようとする大学の設置者等は、法附則第3条第3号、施行令第4条第1項若しくは附則第6条、共同命令第9条第1項若しくは附則第7条第1項に基づき文部科学大臣に届け出る必要があること。
- 「校舎」の範囲は実態に応じて判断されること。「実務の経験を有する者等」を対象に校舎及び附属施設以外の場所（いわゆるサテライトキャンパス）で授業を行う場合における当該サテライトキャンパスは、学校教育法上の校舎ではないため法第13条の「校舎」にも原則該当しないが、特定の年次の学生が恒常的に利用している場合には、本法における「校舎」として当該サテライトキャンパスで授業を受ける学生の年次が特定年次に該当し得ること。
- 特定地域内に校舎があれば特定地域内学部収容定員であることが推定されるため、特定地域内に所在する校舎において授業を受けることができる場合において特定地域内学部収容定員に算定しないこととなる場合は、授業計画等の授業科目の開設状況等が分かる資料の提出が必要であること。

- 2 特定地域内学部収容定員の算定方法について(法第 13 条本文、施行令第 2 条、共同令第 2 条及び第 3 条関係)
- 特定地域内学部収容定員は大学の学部又は短期大学の学科ごとに算定されること。
  - 大学の学部及び短期大学の学科には、夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除くこと（昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行う場合には除かれない。）。
  - 「編入学定員」には、いわゆる「学士編入」や「転入学」について定員を設けている場合に係る定員も含まれること。
  - 共同令第 3 条第 1 項に関し、ある授業科目がある年次の教育課程において開設されているか否かは、当該年次の教育課程において必修科目、専門科目等とされていることを基準とすること。
- 3 特定地域内学部等収容定員の算定方法について(法第 13 条第 1 号、施行令第 3 条、共同令第 5 条関係)
- 大学又は短期大学の特定地域内学部等収容定員の算定に当たっては、以下の点に留意すること。
    - ・ 特定年次は、大学については学部の学科の年次ごとに、短期大学については学科の年次ごとに判定されること。
    - ・ 大学の学部及び短期大学の学科には、夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除くこと（昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行う場合には除かれない。）。
    - ・ 法第 13 条第 3 号に掲げる場合（施行令第 5 条第 3 号に掲げる場合を除く。）に増加させた特定地域内学部収容定員は算入できないこと。
    - ・ 専門職大学等に係る経過措置（法附則第 3 条第 2 号及び施行令附則第 6 条）によって増加させた特定地域内学部収容定員は算入できないこと。
  - 高等専門学校の特地域内学部等収容定員の算定に当たっては、以下の点に留意すること。
    - ・ 特定年次は、学科の年次ごとに判定されること。
    - ・ 第 4 学年及び第 5 学年に係る部分に限ること。
    - ・ 平成 32 年 1 月 1 日以後に増加させた収容定員は算入できないこと。
  - 専修学校の専門課程の特地域内学部等収容定員の算定に当たっては、以下の点に留意すること。
    - ・ 生徒総定員を特定地域内学部等収容定員に算入できるか否かは、学科の修業年限の別による区分ごとに判定されること。
    - ・ 夜間その他特別な時間において授業を行う学科及び通信により教育を行う学科の生徒総定員は算入できないこと。
    - ・ 昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行う学科の生徒総定員は算入できること。
    - ・ 平成 32 年 1 月 1 日以後に増加させた生徒総定員は算入できないこと。
    - ・ 特定地域内学部等収容定員の減少の日の前 6 月以内において授業を行っ



ていない学科区分に係る生徒総定員は算入できないこと。

- ・ 学科の専任の教員のうち、共同命令第5条第3号イからハまでに掲げる者の合計数が専修学校設置基準第39条第2項で定める専任の教員の数に満たない学科に係る満たない部分の生徒総定員は算入できないこと。

4 特定地域内学部等収容定員の減少と併せて行う特定地域内学部収容定員の増加について（法第13条第1号及び第2号、施行令第4条、共同命令第6条及び第7条関係）

- 法第13条第2号については、統合や合併によって教育施設、職員組織、学生等を引き継ぐ場合や共同教育課程を設ける場合が想定されること。
- 減少と増加は対応している必要があり、最も早い減少の時期よりも早い時期の増加は認められないこと。また、段階的な減少と併せて増加させる場合、一時的であっても、特定地域内学部収容定員の総数の増加は認められないこと。
- 高等専門学校<sup>1</sup>の学科又は専修学校の専門課程（以下「専門学校の専門課程等」という。）に係る特定地域内学部等収容定員を減少させることと併せて特定地域内学部収容定員を増加させる場合は、同一の設置者が設置する他の専門学校の専門課程等を含む特定地域内学部等収容定員全体の変化を基礎として、法第13条第1号・第2号で定める「当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を考慮して政令で定めるところにより算定した数の範囲内」で算定すること（他の専門学校の専門課程等の生徒総定員を同時に増加させる場合には、当該増加数を差し引いて算定すること）。
- 施行令第4条第2項各号及び共同命令第7条の規定は、修業年限の年数が長くなる場合の特定地域内学部収容定員の算定方法であること。

5 特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれが少ない場合として特定地域内学部収容定員を増加させる場合について（法第13条第3号、施行令第5条、共同命令第8条及び第9条関係）

- ① 外国人留学生又は就業者である学生等に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合（施行令第5条第1号、第2号及び第4号、共同命令第8条第1項、第2項第1号並びに第2号及び第3項関係）
  - 以下の学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合は、当該増加により生じた特定地域内学部収容定員の枠（以下「留学生等枠」という。）と、従前からある留学生等枠の学生を除いた学生に係る特定地域内学部収容定員の枠（以下「従前枠」という。）については、入学定員及び収容定員をそれぞれ別に管理すること。
    - ・ 施行令第5条第1号に規定する在留資格をもって在留する者である学生（以下「外国人留学生」という。）
    - ・ 施行令第5条第2号及び共同命令第8条第1項に規定する就業者である学生（以下「就業者である学生」という。）
    - ・ 共同命令第8条第2項第1号に規定する満30歳以上になる者である学生（以下「満30歳以上になる学生」という。）

- ・ 共同命令第8条第2項第2号イに規定する就業者である学生の要件のいずれかに該当していた者である学生（以下「退職者・休職者である学生」という。）
  - ・ 共同命令第8条第2項第2号ロに規定する配偶者及び子又はそのいずれかと同居している者である学生（以下「主婦・主夫である学生」という。）
- 共同命令第8条第3項の規定に基づき、就業者である学生、満30歳以上になる学生、退職者・休職者である学生及び主婦・主夫である学生（以下「就業者である学生等」という。）に係る特定地域内学部収容定員は合わせて増加させることができることとされており、留学生等枠の中で一体として管理することができること。
- 留学生等枠の特定地域内学部収容定員を従前枠とは別に管理していることを確認するため、5月1日現在の留学生等枠における学生の実数及び学籍簿を毎年度6月30日までに文部科学大臣に提出すること（提出の方法については、該当する大学に別途連絡することを予定。）。
- 既に外国人留学生や社会人であることが出願資格を有する者としての入学試験の受験を認めている場合において、以下のような運用は不適切であること。
- ・ 外国人留学生や社会人であることを出願資格としている入学試験を経て入学した学生について、新たに設ける留学生等枠に該当する学生として取り扱うこと。
  - ・ 留学生等枠を創設して特定地域内学部収容定員を増加させる場合において、既に従前枠の中で外国人留学生や社会人の募集人員を設定している場合は、外国人留学生や社会人を入学させるための既存の枠を留学生等枠に振り替えて、外国人留学生又は就業者である学生等以外の学生を増加させることは認められないこと。
- 留学生等枠を設けて外国人留学生又は就業者である学生等のための入学試験を行うに当たっては、受験生が適正な受験資格を有していることを確認すること。
- 就業者である学生並びに退職者・休職者である学生及び主婦・主夫である学生のための入学試験を行うに当たっては、受験生が、大学に通常通学できる地域に居住していることを確認し、学業に支障が生じると認められるほど通学に時間を要する者は、新たに特定地域内へ流入する蓋然性が高いことから認められないこと。
- ② その他特定地域内学部収容定員を増加させる場合（施行令第5条第3号、共同命令第8条第2項第3号～第5号関係）
- 施行令第5条第3号の規定は、4年制の大学の学部を6年制にする場合や2年制の短期大学の学科を3年制にする場合など、大学の学部の学科又は短期大学の学科について、その修業年限を延長することと併せて特定地域内学部収容定員を増加させる場合の算定方法であること。

- 共同命令第8条第2項第3号の規定は、修業年限の後半の期間において、学生が東京圏以外の区域の校舎で継続的に授業を受けることが確保されることにより、特定地域以外の地域における若者の修学及び就業を促進するためのものであること。
  - 共同命令第8条第2項第4号の規定は、都道府県が設定するいわゆる医学部の地域枠であり、医師が不足すると見込まれる地域の病院又は診療所に将来勤務しようとする学生に対するものであること。
  - 共同命令第8条第2項第5号の規定は、総論文数に占める被引用回数トップ10%補正論文数が一定の割合を超えていること等世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる外国の大学に対するものであり、我が国の大学における教育研究の国際競争力の向上に資するものであるとともに、特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれが少ないものであること。
- 6 経過措置について（法附則第3条第1号～第3号、施行令附則第2条～第6条、共同命令附則第3条～第5条関係）
- 法附則第3条第1号及び第2号は、認可を受けた場合には別の手続を要さず適用されることとなること。
  - 法附則第3条第2号について、新たな法律による期限の延長、特例の創設等の措置がなされない限り、平成36年度以降の認可に係るものは専門職大学等についても法第13条が適用され、特定地域内学部収容定員を増加させてはならなくなること。
  - 認可事項以外の事項によって特定地域内学部収容定員を増加させる場合には、法附則第3条第3号に従って文部科学大臣に届け出る必要があること。
  - 法附則第3条第3号について、学校教育法、同法施行令又は同法施行規則によって文部科学大臣に届出を行うべき事項についても、それとは別に施行令附則第5条並びに共同命令附則第4条及び第5条に従って文部科学大臣に届け出る必要があること。
- 7 相当程度の準備が行われている場合について（法附則第3条第4号、施行令附則第7条、共同命令附則第6条及び第7条関係）
- 法附則第3条第4号は、大規模な準備が必要なものを対象として想定しており、認可事項については平成29年9月30日まで、それ以外の事項については平成30年9月30日までに契約等を行っていることを要件としていること。
  - 「教育の用に供する機械若しくは器具」には、教育研究以外の用途にも容易に転用可能な備品や消耗品は原則含まれないこと。
  - 合併等の検討のために要した事務職員の人件費等は対象にならないこと。
- 8 勧告及び命令について（法第14条関係）
- 特定地域内学部収容定員等の算定に当たっては、学生数や授業科目の開設状況等の実態に照らして適切に算定されることが求められることから、虚偽申請等があった場合は、法第14条に基づく勧告等の対象となること

- 留学生等枠を用いて、留学生等枠に該当しない外国人留学生又は就業者である学生等以外の学生を修学させるなど、法の趣旨を逸脱した運用が認められる場合には、法第 14 条第 1 項に基づく勧告の対象となること。
  - 上記の勧告の対象となるかの判断に当たっては、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可基準（平成 15 年文部科学省告示第 45 号）第 1 条第 3 号に規定する基準等を勘案すること。
  - 法第 14 条第 2 項の「正当な理由」とは、特定地域外の校舎を建て替える間や大規模災害により一時的に特定地域内の校舎を使うこととなった場合などのやむを得ない事由を想定しており、そのような事由がある場合には、あらかじめ文部科学省に相談いただきたいこと。
  - 法第 14 条による勧告及び命令によってもなお勧告事項が改善されない場合には、学校教育法等の関連法令に照らして必要な措置をとることも想定されること。
- 9 失効について（法附則第 2 条関係）
- 新たな法律による期限の延長、特例の創設等の措置がなされない限り、法第 13 条及び第 14 条の規定は平成 40 年 3 月 31 日限りで失効すること。
  - 今後、大学の収容定員の増加、校舎の移転等を計画するに当たっては、法附則第 5 条による法の施行状況についての検討・見直しの経過に留意されたいこと。
- 10 施行期日について（法附則第 1 条関係）
- 特定地域内学部収容定員の抑制に関する法の規定は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成 30 年政令第 271 号）により、平成 30 年 10 月 1 日から施行されること。ただし、専門職大学等に関する法令の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行されること。
- 11 特定地域内学部収容定員の増加に係る届出書類の作成の手引について
- 事前相談の連絡方法、届出の方法、様式の記載方法や添付書類の内容、定員の算定方法の詳細等に関しては、別に文部科学省において定めた「特定地域内学部収容定員の増加に係る届出書類の作成の手引」に記載していることから、特定地域内学部収容定員の増加に係る除外規定等を適用しようとする大学又は短期大学の設置者等においては、十分に当手引を参照した上で、届出等の手続を行われたいこと。

#### 添付資料

- 別添 1：地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（抄）（平成 30 年法律第 37 号）
- 別添 2：地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成 30 年政令第 271 号）
- 別添 3：地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及

び就業の促進に関する法律第五条第三項の特定地域を定める政令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 272 号）

別添 4：特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令（平成 30 年内閣府、文部科学省令第 1 号）

別添 5：地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 278 号）

別添 6：特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令（平成 30 年内閣府令、文部科学省令第 2 号）

（参考）

○内閣官房・内閣府ホームページ

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/h30-06-01.html>

○文部科学省ホームページ

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/teinyokusei/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/teinyokusei/index.htm)

**【問い合わせ先】**

○法・施行令・共同命令の定員抑制に係る内容に関すること  
文部科学省高等教育局高等教育企画課 竹中、片境  
TEL：03-6734-3332

○法の見直しに関すること  
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局  
(併)内閣府地方創生推進事務局 根橋、足立  
TEL：03-6257-1405

○地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（抄）

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下していることに鑑み、地域における大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）の振興及び若者の雇用機会の創出のための措置を講ずることにより、地域における若者の修学及び就業を促進し、もって地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを目的とする。

（計画の認定）

第五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、基本指針に基づき、内閣府令で定めるところにより、まち・ひと・しごと創生法第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業（第四項において「まち・ひと・しごと創生特定事業」という。）であつて地域における大学振興・若者雇用創出のために行われる事業（以下こ

の条及び第十条第一項において「地域における大学振興・若者雇用創出事業」という。）に関する計画（以下「計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 計画の区域

二 計画の目標

三 地域における大学振興・若者雇用創出事業の内容に関する次に掲げる事項

イ 若者にとって魅力があり、地域の中核的な産業の振興に資する教育研究の活性化を図るために、大学が行う取組に関する事項

ロ 地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成のために、大学及び事業者が協力して行う取組に関する事項

ハ 地域における事業活動の活性化その他の事業者が行う若者の雇用機会の創出に資する取組に関する事項

四 地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する地方公共団体、大学、事業者その他の関係者相互

間の連携及び協力に関する事項

## 五 計画期間

## 六 その他内閣府令で定める事項

3 前項第一号の区域は、大学の学部（短期大学（学校教育法第百八条第二項の大学をいう。）の学科を含み、夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。第十三条及び附則第三条において同じ。）の学生が既に相当程度集中している地域であつて他の地域における若者の著しい減少を緩和するため当該学生が更に集中することを防止する必要がある地域として政令で定める地域（第十三条及び附則第三条において「特定地域」という。）外に定めなければならない。

4 計画には、第二項各号に掲げる事項のほか、まち・ひと・しごと創生特定事業であつて当該地域における大学振興・若者雇用創出事業に関連して高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。第十条第二項第一号及び第十三条第一号において同じ。）又は専門学校（専修学校（同法第百二十四条の専修学校をいう。同号において同じ。）であつて、専門課程（同法第百二十五条第一項に規定する専門課程をいう。同号において同じ。）を置くものをいう。第十条第二項第一号において同じ。）が地域に



おける中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成のために行う事業に関する事項を記載することができる。

539 (略)

(特定地域内学部収容定員の抑制等)

第十三条 大学の設置者又は大学を設置しようとする者は、特定地域外の地域における若者の修学及び就業を促進するため、特定地域内における大学の学部の設置、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の方法により、特定地域内学部収容定員（特定地域内に校舎が所在する大学の学部の学生の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下この条及び附則第三条において同じ。）を増加させてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 特定地域内に設置している学部等（大学の学部、高等専門学校の学科又は専修学校の専門課程をいう。以下この号において同じ。）の廃止、特定地域内から特定地域外への学部等の移転その他の方法により特定地域内学部等収容定員（特定地域内に校舎が所在する学部等の学生等（大学の学部若しくは高等

専門学校の学科の学生又は専修学校の専門課程の生徒をいう。以下この号において同じ。）の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生等に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下この号及び次号において同じ。）を減少させることと併せて、政令で定めるところにより、当該学部等を置く大学、高等専門学校又は専修学校の設置者（同号において「大学等の設置者」という。）が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を考慮して政令で定めるところにより算定した数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

- 二 前号に規定する方法により特定地域内学部等収容定員を減少させる大学等の設置者との協議に基づき、当該特定地域内学部等収容定員の減少と併せて、政令で定めるところにより、当該大学等の設置者とは異なる大学の設置者又は大学を設置しようとする者が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を考慮して政令で定めるところにより算定した数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合
- 三 大学における教育研究の国際競争力の向上、実践的な教育研究の充実その他の教育研究の質的向上を図るために外国人留学生又は就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合その他の特定地域内学部収容定員を増加させることが特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助

長ずるおそれが少ないものとして政令で定める場合

(勧告及び命令)

第十四条 文部科学大臣は、大学（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校又は私立学校であるものに限る。以下この項において同じ。）の設置者又は大学を設置しようとする者（以下この条において「公立大学設置者等」という。）が前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該私立大学設置者等に対し、その是正のために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による勧告を受けた公立大学設置者等が、正当な理由がなくて当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該公立大学設置者等に対し、当該措置を講ずることを命ずることができ。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、当該公立大学設置者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条及び第十四条並びに次条及び附則第三条（第二号に係る部分を除く。）の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 附則第三条（第二号に係る部分に限る。）及び第五条第一項の規定 平成三十一年四月一日

（失効）

第二条 第十三条及び第十四条の規定は、平成四十年三月三十一日限り、その効力を失う。

（経過措置）

第三条 第十三条の規定は、次に掲げる場合において、特定地域内学部収容定員を増加させるときは、適用しない。

一 平成三十一年三月三十一日までに、特定地域内における大学の学部の設置その他の政令で定める事項について、学校教育法第四条第一項の規定による文部科学大臣の認可（次号において「認可」という。

）を受けた場合

二 平成三十六年三月三十一日までに、特定地域内における専門職大学（学校教育法第八十三条の二第一項の専門職大学をいう。）若しくは専門職短期大学（同法第百八条第四項の専門職短期大学をいう。）又はこれらに準ずるものとして政令で定めるもの（附則第五条第一項において「専門職大学等」という。）の設置その他の政令で定める事項について認可を受けた場合

三 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日までに、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の政令で定める事項について、政令で定めるところにより、文部科学大臣への届出を行った場合

四 前三号に掲げる場合のほか、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に特定地域内における大学の学部の設置、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の方法により特定地域内学部収容定員を増加させるために必要な校舎その他の施設又は設備の設置又は整備に関し政令で定める相当程度の準備が行われている場合

（政令への委任）

第四条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、平成三十六年三月三十一日までの間に、専門職大学等の設置の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、平成四十年三月三十一日までの間に、地域における若者の修学及び就業の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

政令第二百七十一号

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律の

一部の施行期日を定める政令

内閣は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成三十年十月一日とする。

政令第二百七十二号

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五條第三項の特定地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第十三条並びに附則第三条第一号、第三号及び第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五條第三項の特定地域を定める政令（平成三十年政令第百七十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令

本則中「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」の下に「（以下「法」という。）」を、「定める地域」の下に「（以下「特定地域」という。）」を加



え、本則を本則第一条とし、同条に見出しとして「(特定地域)」を付し、本則に次の四条を加える。

(特定地域内学部収容定員の算定方法)

第二条 法第十三条に規定する特定地域内学部収容定員(以下「特定地域内学部収容定員」という。)は、

大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学をいう。以下同じ。)の学部(夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。以下同じ。)にあつては当該学部の学科ごとの年次別収容定員(修業年限における年次別に区分した収容定員として内閣府令・文部科学省令で定めるところにより算定したものをいう。以下この条及び次条において同じ。)のうち特定年次(学生がその履修する教育課程において主として特定地域内に所在する校舎で授業を受けることとなるものとして内閣府令・文部科学省令で定める基準に該当する年次をいう。以下同じ。)に係るものを合算し、短期大学(学校教育法第百八条第二項の大学をいう。以下同じ。)の学科(夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。以下同じ。)にあつては当該学科の年次別収容定員のうち特定年次に係るものを合算して算定するものとする。

(特定地域内学部等収容定員の算定方法)

第三条 法第十三条第一号に規定する特定地域内学部等収容定員（次条において「特定地域内学部等収容定員」という。）は、大学の学部及び短期大学の学科にあつては特定地域内学部収容定員の算定方法の例により算定した収容定員から法第十三条第三号に掲げる場合（第五条第三号に掲げる場合を除く。）に増加させた特定地域内学部収容定員を控除して、高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。次条第二項第一号において同じ。）の学科にあつては当該学科（第四学年及び第五学年に係る部分に限る。）の年次別収容定員のうち特定年次に係るものを合算したもものから平成三十二年一月一日以後に増加させた収容定員を控除して、専修学校（学校教育法第二百二十四条の専修学校をいう。同項第二号において同じ。）の専門課程（学校教育法第二百五条第一項に規定する専門課程をいう。次条第二項第二号において同じ。）にあつてはこれらの算定方法の例に準じて内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、算定するものとする。

（特定地域内学部等収容定員の減少と併せて行う特定地域内学部収容定員の増加）

第四条 法第十三条第一号又は第二号に掲げる場合に特定地域内学部収容定員を増加させようとする大学の設置者等（大学の設置者又は大学を設置しようとする者をいう。附則第四条において同じ。）は、当該増

加と併せて行う特定地域内学部等収容定員の減少を開始する前に、内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、その旨その他内閣府令・文部科学省令で定める事項を文部科学大臣に届け出るものとする。

2 法第十三条第一号又は第二号に掲げる場合に増加させることができる特定地域内学部収容定員の数の範囲は、当該増加と併せて減少させる特定地域内学部等収容定員の数を超えない範囲とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める数を超えない範囲とする。

- 一 特定地域内学部収容定員を増加させる大学の学部又は短期大学の学部（以下この項において「増加学科」という。）の修業年限の年数が当該増加と併せて特定地域内学部等収容定員を減少させる大学の学部の学科、短期大学の学科又は高等専門学校学科（以下この号において「減少学科」という。）の修業年限の年数（高等専門学校学科の学科にあつては、二年。以下この号において同じ。）より長い場合 当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を当該減少学科の特定年次の年数で除して得た数に、当該増加学科の修業年限の年数と当該減少学科の修業年限の年数との差に相当する年数と当該減少学科の特定年次の年数とを合算して得た数を乗じて得た数

二 増加学科の修業年限の年数が当該増加と併せて特定地域内学部等収容定員を減少させる専修学校の専

門課程の修業年限の年数より長い場合 前号に規定する算定方法の例に準じて内閣府令・文部科学省令で定めるところにより算定した数

(法第十三条第三号の政令で定める場合)

第五条 法第十三条第三号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合

二 就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合として内閣府令・文部科学省令で定める場合

三 大学の学部学科又は短期大学の学部学科について、その修業年限を延長することと併せて、その特定地域内学部収容定員の数を特定年次の年数で除して得た数に当該延長する修業年限の年数を乗じて得た数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

四 前三号に掲げる場合に準ずる場合として内閣府令・文部科学省令で定める場合

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の三条を加える。

(法附則第三条第一号の政令で定める事項)

第二条 法附則第三条第一号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定地域内における大学の設置

二 特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科の設置であつて、当該大学又は短期大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

三 特定地域内における私立学校(学校教育法第二条第二項に規定する私立学校をいう。以下同じ。)である大学の学部の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

四 特定地域内学部収容定員の増加を伴う私立学校である大学の収容定員に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴うもの

(特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転等についての届出)

第三条 法附則第三条第三号の届出は、平成三十年十二月三十一日までに、次に掲げる事項であつて平成三十一年十二月三十一日までに行われるものについて、内閣府令・文部科学省令で定める様式に従い、行うものとする。

一 学校教育法第四条第二項の規定により文部科学大臣に届け出なければならない事項のうち次に掲げるもの

イ 特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科の設置であつて、当該大学又は短期大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

ロ 特定地域内における私立学校である大学の学部の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

ハ 特定地域内における私立学校である大学の収容定員に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの

二 特定地域内における公立学校（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校をいう。次号において同じ。）である大学の学部の学科の設置

三 特定地域内学部収容定員の増加を伴う公立学校である大学の収容定員に係る学則の変更

四 前三号に掲げるもののほか、特定地域外から特定地域内への校舎の移転その他の特定地域内学部収容定員を増加させるものとして内閣府令・文部科学省令で定める事項

(法附則第三条第四号の政令で定める相当程度の準備)

第四条 法附則第三条第四号の政令で定める相当程度の準備は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 特定地域内学部収容定員の増加に関し、内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、当該大学の設置者等が意思決定を行い、及びその内容を公表していること。

二 校舎の新築又は増築、教育の用に供する機械又は器具の購入その他の施設又は設備の設置又は整備に関し、当該大学の設置者等が契約その他の行為であって内閣府令・文部科学省令で定めるものを行っていること。

## 附 則

この政令は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の特定地域を定める政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の特定地域を定める政令（平成三十年政令第百七十七号）  
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令</p> <p>（特定地域）</p> <p>第一条 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（以下「法」という。）第五条第三項の政令で定める地域（以下「特定地域」という。）は、東京都の特別区の存する区域とする。</p> <p>（特定地域内学部収容定員の算定方法）</p> <p>第二条 法第十三条に規定する特定地域内学部収容定員（以下「特定地域内学部収容定員」という。）は、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）の学部（夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。以下同じ。）にあつては当該学部の学科ごとの年次別収容定員（修業年限における年次別に区分した収容定員として内閣府令・文部科学省令で定める</p>	<p>地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の特定地域を定める政令</p> <p>地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の政令で定める地域は、東京都の特別区の存する区域とする。</p> <p>〔新設〕</p>



ところにより算定したものをいう。以下この条及び次条において同じ。  
（のうち特定年次（学生がその履修する教育課程において主として特定地域内に所在する校舎で授業を受けることとなるものとして内閣府令・文部科学省令で定める基準に該当する年次をいう。以下同じ。）に係るものを合算し、短期大学（学校教育法第百八条第二項の大学をいう。以下同じ。）の学科（夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。以下同じ。）にあつては当該学科の年次別収容定員のうち特定年次に係るものを合算して算定するものとする。

（特定地域内学部等収容定員の算定方法）

第三条 法第十三条第一号に規定する特定地域内学部等収容定員（次条において「特定地域内学部等収容定員」という。）は、大学の学部及び短期大学の学科にあつては特定地域内学部収容定員の算定方法の例により算定した収容定員から法第十三条第三号に掲げる場合（第五条第三号に掲げる場合を除く。）に増加させた特定地域内学部収容定員を控除して、高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。次条第二項第一号において同じ。）の学科にあつては当該学科（第四学年及び第五学年に係る部分に限る。）の年次別収容定員のうち特定年次に係るものを合算したものを平成三十二年一月一日以後に増加させた収容定員を控除して、専修学校（学校教育法第百二十四条の専修学校をいう。同項第二号において同じ。）の専門課程（学校教育法第百二十五条第一項に規定する専門課程をいう。次条第二項第二号において同じ。）にあつてはこれらの算定方法の例に準じて内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、算定するものとする。

〔新設〕

(特定地域内学部等収容定員の減少と併せて行う特定地域内学部収容定員の増加)

第四条 法第十三条第一号又は第二号に掲げる場合に特定地域内学部収容定員を増加させようとする大学の設置者等(大学の設置者又は大学を設置しようとする者をいう。附則第四条において同じ。)は、当該増加と併せて行う特定地域内学部等収容定員の減少を開始する前に、内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、その旨その他内閣府令・文部科学省令で定める事項を文部科学大臣に届け出るものとする。

2 法第十三条第一号又は第二号に掲げる場合に増加させることができる特定地域内学部収容定員の数の範囲は、当該増加と併せて減少させる特定地域内学部等収容定員の数を超えない範囲とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める数を超えない範囲とする。

一 特定地域内学部収容定員を増加させる大学の学部の学科又は短期大学の学科(以下この項において「増加学科」という。)の修業年限の年数が当該増加と併せて特定地域内学部等収容定員を減少させる大学の学部の学科、短期大学の学科又は高等専門学校学科(以下この号において「減少学科」という。)の修業年限の年数(高等専門学校の学科にあつては、二年。以下この号において同じ。)より長い場合  
当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を当該減少学科の特定年次の年数で除して得た数に、当該増加学科の修業年限の年数と当該減少学科の修業年限の年数との差に相当する年数と当該減少学科の特定年次の年数とを合算して得た数を乗じて得た数

二 増加学科の修業年限の年数が当該増加と併せて特定地域内学部等収

[新設]

容定員を減少させる専修学校の専門課程の修業年限の年数より長い場合  
前号に規定する算定方法の例に準じて内閣府令・文部科学省令で  
定めるところにより算定した数

(法第十三条第三号の政令で定める場合)

第五条 法第十三条第三号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第二百十九号)別表  
第一の上欄の在留資格をもつて在留する者である学生に限定して特定  
地域内学部収容定員を増加させる場合

二 就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる  
場合として内閣府令・文部科学省令で定める場合

三 大学の学部の学科又は短期大学の学科について、その修業年限を延  
長することと併せて、その特定地域内学部収容定員の数を特定年次の  
年数で除して得た数に当該延長する修業年限の年数を乗じて得た数の  
範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

四 前三号に掲げる場合に準ずる場合として内閣府令・文部科学省令で  
定める場合

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(法附則第三条第一号の政令で定める事項)

第二条 法附則第三条第一号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

[新設]

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

[新設]

一 特定地域内における大学の設置

二 特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科の設置であつて、当該大学又は短期大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

三 特定地域内における私立学校（学校教育法第二条第二項に規定する私立学校をいう。以下同じ。）である大学の学部の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

四 特定地域内学部収容定員の増加を伴う私立学校である大学の収容定員に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴うもの（特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転等についての届出）

第三条 法附則第三条第三号の届出は、平成三十年十二月三十一日までに、次に掲げる事項であつて平成三十一年十二月三十一日までに行われるものについて、内閣府令・文部科学省令で定める様式に従い、行うものとする。

一 学校教育法第四条第二項の規定により文部科学大臣に届け出なければならぬ事項のうち次に掲げるもの

イ 特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科の設置であつて、当該大学又は短期大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

ロ 特定地域内における私立学校である大学の学部の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

ハ 特定地域内における私立学校である大学の収容定員に係る学則の

〔新設〕

変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの

二 特定地域内における公立学校（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校をいう。次号において同じ。）である大学の学部・学科の設置

三 特定地域内学部収容定員の増加を伴う公立学校である大学の収容定員に係る学則の変更

四 前三号に掲げるもののほか、特定地域外から特定地域内への校舎の移転その他の特定地域内学部収容定員を増加させるものとして内閣府令・文部科学省令で定める事項

（法附則第三条第四号の政令で定める相当程度の準備）

第四条 法附則第三条第四号の政令で定める相当程度の準備は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 特定地域内学部収容定員の増加に関し、内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、当該大学の設置者等が意思決定を行い、及びその内容を公表していること。

二 校舎の新築又は増築、教育の用に供する機械又は器具の購入その他の施設又は設備の設置又は整備に関し、当該大学の設置者等が契約その他の行為であつて内閣府令・文部科学省令で定めるものを行っていること。

〔新設〕

○内閣府令第一号  
文部科学省

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第十三条及び附則第三条の規定を実施するため、並びに地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（平成三十年政令第一百七十七号）第二条、第三条、第四条第一項及び第二項第二号、第五条第二号及び第四号並びに附則第三条及び第四条の規定に基づき、及び同令を実施するため、特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令を次のように定める。

平成三十年九月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

文部科学大臣 林 芳正

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令

（用語）

第一条 この命令において使用する用語は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者

の修学及び就業の促進に関する法律（以下「法」という。）、地域における大学の振興及び若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）及び同法に基づく文部科学省令において使用する用語の例による。

（年次別収容定員の算定方法）

第二条 令第二条に規定する年次別収容定員は、修業年限における年次別に区分した入学定員（大学が編入学定員を設けている場合における編入学定員を設けている年次以上の年次にあつては、入学定員と編入学定員の合計数。第八条第二項第四号において同じ。）に相当する数とする。

（特定年次の基準）

第三条 令第二条に規定する内閣府令・文部科学省令で定める基準は、大学又は高等専門学校のとおりにより、学生がその履修する教育課程において特定地域内に所在する校舎で受けることができる授業科目（次項において「特定授業科目」という。）の単位数（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十二条第二項ただし書の規定により授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目については、当該授業科目の授業時間に相当する単位数。以下この条において同じ。）が、当該教育課程におい

て開設されている全ての授業科目の単位数の二分の一を超えることとする。

- 2 前項の場合において、授業科目のうち、その授業時間の二分の一を超える時間において、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業科目の単位数は、前項に規定する特定授業科目の単位数及び全ての授業科目の単位数に算入しない。

(大学の学部及び短期大学の学科に関する昼夜開講制の取扱い)

第四条 令第二条に規定する大学の学部又は短期大学の学科には、昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行う大学の学部又は短期大学の学科を含むものとする。

(専修学校の専門課程に係る特定地域内学部等収容定員の算定方法)

第五条 令第三条に規定する専修学校の専門課程に係る特定地域内学部等収容定員は、当該専門課程の修業年限の別による学科(夜間その他特別な時間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除き、昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うものを含む。第三号において同じ。)の区分(以下この項及び第七条において「学科区分」という。)ごとの生徒総定員のうち、専修学校の定めるところにより、生徒がその履修する教育課程において特定地域内に所在する校舎で受けることができる授業科目の



授業時数（単位制による学科にあつては、単位数。以下この項において同じ。）が当該教育課程において開設されている全ての授業科目の授業時数の二分の一を超えることとなる学科区分に係るものを合算した  
ものから、次に掲げるものを控除して算定するものとする。

一 平成三十二年一月一日以後に増加させた生徒総定員

二 特定地域内学部等収容定員の減少の日前六月以内において授業を行っていない学科区分に係る生徒総定員

三 当該専修学校の専門課程の学科の専任の教員のうち、次に掲げる者の合計数が専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第三十九条第二項で定める専任の教員の数に満たない部分の専門課程の学科に係る生徒総定員

イ 一週間に担当する授業科目の授業時数が六単位時間以上の者

ロ 当該専修学校の校長その他当該学科の授業を担当する役職員（当該専修学校の設置者の役員又はこれらに準ずる役職にある者をいう。）

ハ イ及びロに掲げる者に準ずると認められる者

2 第三条第二項の規定は、前項の専修学校の専門課程に係る特定地域内学部等収容定員の算定について準用する。この場合において、第三条第二項中「単位数」とあるのは、「授業時数」と読み替えるものとする。

(特定地域内学部等収容定員の減少と併せて行う特定地域内学部収容定員の増加の届出)

第六条 令第四条第一項の規定による届出は、別記様式第一号による届出書に、別記様式第二号による説明書を添えて文部科学大臣に提出して行うものとする。

2 令第四条第一項に規定する内閣府令・文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 特定地域内学部収容定員を増加させる大学の学部又は短期大学の学科の名称
  - 二 増加させる特定地域内学部収容定員の数
  - 三 特定地域内学部収容定員を増加させる時期
  - 四 特定地域内に所在する校舎の所在地
- 3 第一項の届出は、次に掲げる日のいずれか早い日までに行うものとする。
- 一 特定地域内学部収容定員の増加と併せて行う特定地域内学部等収容定員の減少を開始する日の前日

二 特定地域内学部収容定員の増加に関し、当該増加に伴う学校教育法第四条第一項の認可の申請又は同条第二項後段若しくは同法に基づき若しくは同法を実施するための命令の規定による届出をする場合にあっては当該申請又は届出をする日、それ以外の場合にあっては特定地域内学部収容定員を増加させる年度の前年度の十二月三十一日

(増加することができ特定地域内学部収容定員の範囲)

第七条 令第四条第二項第二号の内閣府令・文部科学省令で定めるところにより算定した数は、減少させる特定地域内学部等収容定員の数を、特定地域内学部等収容定員を減少させる専修学校の専門課程の学科区分の修業年限の年数(一未満の端数があるときは、これを切り上げた数)で除して得た数に、増加学科の修業年限の年数を乗じて得た数とする。

(就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合等)

第八条 令第五条第二号の内閣府令・文部科学省令で定める場合は、入学する日の属する年の前年において次の各号のいずれかに該当する者のうち、入学者の選抜に係る試験の日の六月前から三月前までの間、特定地域その他の当該大学に通常通学することができる地域に住所を有する者である学生に限定して特定地

域内学部収容定員を増加させる場合とする。

一 一年を通じて一週間の所定労働時間が二十時間以上である者

二 一年間における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十七条第二項に規定する事業所得の金額が五十七万円を超える者

2 令第五条第四号の内閣府令・文部科学省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 入学する日の属する年の三月三十一日までに満三十歳以上になる者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合

二 次のいずれかに該当する者のうち、入学者の選抜に係る試験の日の六月前から三月前までの間、特定地域その他の当該大学に通常通学することができる地域に住所を有する者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合

イ 入学する日の属する年の前年以前の年において、前項各号のいずれかに該当していた者（前項の規定に該当する者を除く。）

ロ イに該当しない者のうち、入学者の選抜に係る試験の日の一年前の日から配偶者（婚姻の届出をし

ていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び子又はそのいずれかと同居している者

三 修業年限の後半を含む当該修業年限の二分の一以上の期間において、学生が東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）の存する区域をいう。）以外の区域に所在する校舎で継続的に授業を受けることが確保され、かつ、当該期間を通じて当該校舎でのみ行われる必修科目又は選択科目（大学の定めるところにより、卒業の要件として学生が修得すべきものに限る。）が配当されているもの限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合

四 大学の医学部（医学に関する学部の学科をいう。以下この号において同じ。）について、期間を付して、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画において当該大学の医学部に係る入学定員の増加として記載された人数（その人数が地域における医師の確保に資するため医師が不足すると見込まれる地域の病院又は診療所に将来勤務しようとする学生に対する修学資金を当該都道府県が貸与しようとする人数を超えるときは、当該人数）の範囲内で当該入学定員を増加させることに伴い、

必要な限度において特定地域内学部収容定員を増加させる場合

五 外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれ、かつ、特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれが少ないものに係る特定地域内学部収容定員を増加させる場合

3 前項第一号及び第二号に規定する者に係る特定地域内学部収容定員は、令第五条第二号に掲げる場合に係る特定地域内学部収容定員と合わせて増加させることができる。

(法第十三条第三号に該当する場合の届出)

第九条 法第十三条第三号に掲げる場合に特定地域内学部収容定員を増加させようとする大学の設置者等は、別記様式第一号による届出書に、別記様式第三号による説明書を添えて文部科学大臣に届け出るものとする。

2 前項の規定による届出は、当該特定地域内学部収容定員の増加に伴う学校教育法第四条第一項の認可の申請又は同条第二項後段若しくは同法に基づき若しくは同法を実施するための命令の規定による届出をする場合には当該申請又は届出をする日までに、それ以外の場合には特定地域内学部収容定員を増加させる

年度の前年度の十二月三十一日までに行うものとする。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この命令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

### (学部が学科を設けていない場合の取扱い)

第二条 大学設置基準附則第三項の規定によりなお従前の例によることができるとされている大学に関する令及びこの命令の規定の適用については、大学の学部に学科を設けていない場合にあつては当該学部が一の学科を設けているものと、大学の学部に学科以外の組織を設けている場合にあつては当該組織を当該学部の学科とみなす。

### (令附則第三条の届出書の様式)

第三条 令附則第三条の内閣府令・文部科学省令で定める様式は、別記様式第一号とする。

### (特定地域外から特定地域内への校舎の移転等についての届出)

第四条 令附則第三条第四号に規定する内閣府令・文部科学省令で定める事項は、特定地域外から特定地域

内への校舎の移転その他学校教育法第四条第一項の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならぬこととされている事項（次条第四項において「認可事項」という。）以外の事項であつて、特定地域内学部収容定員を増加させるものとする。

（令附則第四条第一号の意思決定の内容等）

第五条 令附則第四条第一号の意思決定は、次に掲げる事項の全てをその内容とするものとする。

一 特定地域内における大学、大学の学部若しくは学部の学科若しくは短期大学の学科の設置、特定地域内に所在する大学の収容定員の増加、特定地域外から特定地域内への校舎の移転又はそれ以外の方法のいずれの方法により特定地域内学部収容定員を増加させるかの別

二 増加させる特定地域内学部収容定員の数

三 特定地域内に所在する校舎の所在地（建設予定地を含む。）

2 令附則第四条第一号の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができする方法によるものとする。

3 令附則第四条第二号の内閣府令・文部科学省令で定める契約その他の行為は、次の各号のいずれかに該



当する行為であつて、特定地域内学部収容定員を増加させるために必要なものとする。

一 校舎の新築、改築、増築若しくは改修（以下この項において「新築等」という。）又は購入若しくは借受けに関する契約の締結

二 校舎の設計又は新築等の工事に係る監理若しくは調査に関する契約の締結

三 校舎の新築等のための土地の購入、借受け又は整備に関する契約の締結

四 校舎以外の教育の用に供する施設の新築等若しくは購入による設置若しくは整備の完了又は教育の用に供する機械若しくは器具の購入若しくは製作による設置の完了（必要な校舎が既に新築等されている場合であつて、かつ、特定地域内学部収容定員を増加させるために必要な量を準備した場合に限る。）

4 第一項の意思決定、第二項の公表及び前項の契約その他の行為は、それらに係る特定地域内学部収容定員の増加が認可事項である場合においては平成二十九年九月三十日までに、それ以外の場合においては平成三十年九月三十日までに行われたものに限るものとする。

（法附則第三条第四号の適用に係る届出）

第六条 法附則第三条第四号に掲げる場合に特定地域内学部収容定員を増加させようとする大学の設置者等

は、別記様式第一号による届出書に、別記様式第四号による説明書を添えて文部科学大臣に届け出るものとする。

2 第九条第二項の規定は、前項の届出に準用する。

〇〇大学〇〇学部 特定地域内学部収容定員増加 届出書

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

届出者の職名及び氏名

印

このたび、〇〇大学〇〇学部の特定地域内学部収容定員を増加させることについて、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令第4条第1項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。なお、届出の上は、確実に届出に係る計画を履行します。

適用を受けようとする除外規定及びその適用を受けることができる理由の概要				
特定地域内学部収容定員の変更の状況		学部等の名称	変更前	変更後
	増加させる学部等		人	人
	大学全体	-	人	人
特定地域内学部収容定員を増加させる時期				
校舎の所在地				
学校教育法に基づく認可申請又は届出の状況				

(注)

- 1 記載内容を証する書類を添付すること。
- 2 特定地域外から特定地域内への校舎の移転その他学校教育法第4条第1項の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならないこととされている事項以外の事項によって、特定地域内学部収容定員を増加させる場合は、同法の規定により届け出なければならない事項の例に準じて内容の分かる書類を添付すること。

法第13条第1号・第2号 説明書

特定 地域 内学 部等 収容 定員 を減 少さ せる 学 部 等	大学等の名称						
	学部等の名称	修業 年限	入学定員 (編入学定員)	減少前の特定地域 内学部等収容定員 (収容定員)	減少させる特定 地域内学部等収 容定員(収容定 員)	減少後の特定地 域内学部等収容 定員(収容定員 )	校舎の所在 地
	〇〇学部 〇〇学科	年	人(人) 人(人)	人(人) 人(人)	人(人) 人(人)	人(人) 人(人)	
	減少させる事由						
	予定時期						
特定 地域 内学 部 収容 定員 を増 加さ せる 学 部 等	大学等の名称						
	学部等の名称	修業 年限	入学定員 (編入学定員)	増加前の特定地域 内学部収容定員(収 容定員)	増加させる特定 地域内学部収容 定員(収容定員 )	増加後の特定地 域内学部収容定 員(収容定員)	校舎所在地
	〇〇学部 〇〇学科	年	人(人) 人(人)	人(人) 人(人)	人(人) 人(人)	人(人) (人)	
	増加させる事由						
	予定時期						
法第13条 第2号の 規定の適 用を受け ようとし る場合の み	合併・統廃合等, 共同教育課程の別	<input type="checkbox"/> 合併・統廃合等 <input type="checkbox"/> 共同教育課程					
	協議の内容						

法第13条第3号 説明書

特定地域内学部 収容定員を 増加させる 学部等	大学等の名称						
	学部等の名称	修業 年限	入学定員 (編入学定員)	増加前の特定地 域内学部収容定 員(収容定員)	増加させる特 定地域内学部 収容定員(収 容定員)	増加後の特定 地域内学部収 容定員(収容 定員)	校舎の所在地
	〇〇学部 〇〇学科	年	人(人) 人(人)	人(人) 人(人)	人(人) 人(人)	人(人) 人(人)	
	増加させる事由						
予定時期							

法附則第3条第4号 説明書

事項	実施時期	実施内容
意思決定に関する状況		
公表に関する状況		
契約等に関する状況		

政令第二百七十八号

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）附則第三条第二号及び第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（平成三十年政令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「法第十三条第三号に掲げる場合（第五条第三号に掲げる場合を除く。）に増加させた特定地域内学部収容定員」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

一 法第十三条第三号に掲げる場合（第五条第三号に掲げる場合を除く。）に増加させた特定地域内学部収容定員

二 法附則第三条第二号に掲げる場合に増加させた特定地域内学部収容定員

三 附則第六条に規定する場合に増加させた特定地域内学部収容定員

第四条第一項中「附則第四条」を「附則第七条」に改める。

附則中第四条を第七条とし、第三条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（専門職大学等に関する経過措置）

第六条 法第十三条の規定は、平成三十五年十二月三十一日までに、法附則第三条第二号に規定する専門職大学等に係る前条各号に掲げる事項であつて平成三十六年十二月三十一日までに行われるものについて、内閣府令・文部科学省令で定める様式に従い、文部科学大臣への届出を行った場合において、特定地域内学部収容定員を増加させるときは、適用しない。

附則第二条の次に次の二条を加える。

（専門職大学又は専門職短期大学に準ずるもの）

第三条 法附則第三条第二号の専門職大学又は専門職短期大学に準ずるものとして政令で定めるものは、大学（専門職大学（学校教育法第八十三条の二第一項の専門職大学をいう。次条において同じ。）を除く。）の学部若しくは学部の学科又は短期大学（専門職短期大学（学校教育法第八十条第四項の専門職短期大学をいう。次条において同じ。）を除く。）の学科であつて、内閣府令・文部科学省令で定めるところに



より専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開し、又は育成する教育課程を編成するもの（次条において「専門職学部等」という。）とする。

（法附則第三条第二号の政令で定める事項）

第四条 法附則第三条第二号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定地域内における専門職大学又は専門職短期大学の設置
- 二 特定地域内における専門職大学の学部又は専門職短期大学の学科の設置であつて、当該専門職大学又は専門職短期大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの
- 三 特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科のうち専門職学部等に該当するものの設置であつて、当該大学又は短期大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの
- 四 特定地域内における私立学校である専門職大学の学部 of 学科の設置であつて、当該専門職大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの
- 五 特定地域内における私立学校である大学の学部 of 学科のうち専門職学部等に該当するものの設置であつて、当該大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

六 特定地域内学部収容定員の増加を伴う私立学校である専門職大学又は専門職短期大学の収容定員に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴うもの

七 特定地域内学部収容定員の増加を伴う私立学校である大学（専門職大学及び専門職短期大学を除く。

）の収容定員に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴うもの（専門職学部等に該当するものに係る収容定員を増加させることに伴い、当該増加させる収容定員の数の範囲内において当該大学の収容定員の総数を増加させるものに限る。）

#### 附 則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（平成三十年政令第七十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（特定地域）</p> <p>第一条 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（以下「法」という。）第五条第三項の政令で定める地域（以下「特定地域」という。）は、東京都の特別区の存する区域とする。</p> <p>（特定地域内学部収容定員の算定方法）</p> <p>第二条 法第十三条に規定する特定地域内学部収容定員（以下「特定地域内学部収容定員」という。）は、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）の学部（夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。以下同じ。）にあつては当該学部の学科ごとの年次別収容定員（修業年限における年次別に区分した収容定員として内閣府令・文部科学省令で定めるところにより算定したものをいう。以下この条及び次条において同じ。）のうち特定年次（学生がその履修する教育課程において主として特定地域内に所在する校舎で授業を受けることとなるものとして内閣府令・文部科学省令で定める基準に該当する年次をいう。以下同じ。）に係る</p>	<p>（特定地域）</p> <p>第一条 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（以下「法」という。）第五条第三項の政令で定める地域（以下「特定地域」という。）は、東京都の特別区の存する区域とする。</p> <p>（特定地域内学部収容定員の算定方法）</p> <p>第二条 法第十三条に規定する特定地域内学部収容定員（以下「特定地域内学部収容定員」という。）は、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）の学部（夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。以下同じ。）にあつては当該学部の学科ごとの年次別収容定員（修業年限における年次別に区分した収容定員として内閣府令・文部科学省令で定めるところにより算定したものをいう。以下この条及び次条において同じ。）のうち特定年次（学生がその履修する教育課程において主として特定地域内に所在する校舎で授業を受けることとなるものとして内閣府令・文部科学省令で定める基準に該当する年次をいう。以下同じ。）に係る</p>

ものを合算し、短期大学（学校教育法第百八条第二項の大学をいう。以下同じ。）の学科（夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。以下同じ。）にあつては当該学科の年次別収容定員のうち特定年次に係るものを合算して算定するものとする。

（特定地域内学部等収容定員の算定方法）

第三条 法第十三条第一号に規定する特定地域内学部等収容定員（次条において「特定地域内学部等収容定員」という。）は、大学の学部及び短期大学の学科にあつては特定地域内学部収容定員の算定方法の例により算定した収容定員から次に掲げるものを控除して、高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。次条第二項第一号において同じ。）の学科にあつては当該学科（第四学年及び第五学年に係る部分に限る。）の年次別収容定員のうち特定年次に係るものを合算したもののから平成三十二年一月一日以後に増加させた収容定員を控除して、専修学校（学校教育法第百二十四条の専修学校をいう。同項第二号において同じ。）の専門課程（学校教育法第百二十五条第一項に規定する専門課程をいう。次条第二項第二号において同じ。）にあつてはこれらの算定方法の例に準じて内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、算定するものとする。

一 法第十三条第三号に掲げる場合（第五条第三号に掲げる場合を除く。）に増加させた特定地域内学部収容定員

二 法附則第三条第二号に掲げる場合に増加させた特定地域内学部収容定員

ものを合算し、短期大学（学校教育法第百八条第二項の大学をいう。以下同じ。）の学科（夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。以下同じ。）にあつては当該学科の年次別収容定員のうち特定年次に係るものを合算して算定するものとする。

（特定地域内学部等収容定員の算定方法）

第三条 法第十三条第一号に規定する特定地域内学部等収容定員（次条において「特定地域内学部等収容定員」という。）は、大学の学部及び短期大学の学科にあつては特定地域内学部収容定員の算定方法の例により算定した収容定員から法第十三条第三号に掲げる場合（第五条第三号に掲げる場合を除く。）に増加させた特定地域内学部収容定員を控除して、高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。次条第二項第一号において同じ。）の学科にあつては当該学科（第四学年及び第五学年に係る部分に限る。）の年次別収容定員のうち特定年次に係るものを合算したもののから平成三十二年一月一日以後に増加させた収容定員を控除して、専修学校（学校教育法第百二十四条の専修学校をいう。同項第二号において同じ。）の専門課程（学校教育法第百二十五条第一項に規定する専門課程をいう。次条第二項第二号において同じ。）にあつてはこれらの算定方法の例に準じて内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、算定するものとする。

三 附則第六条に規定する場合に増加させた特定地域内学部収容定員

(特定地域内学部等収容定員の減少と併せて行う特定地域内学部収容定員の増加)

第四条 法第十三条第一号又は第二号に掲げる場合に特定地域内学部収容定員を増加させようとする大学の設置者等(大学の設置者又は大学を設置しようとする者をいう。附則第七条において同じ。)は、当該増加と併せて行う特定地域内学部等収容定員の減少を開始する前に、内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、その旨その他内閣府令・文部科学省令で定める事項を文部科学大臣に届け出るものとする。

2 法第十三条第一号又は第二号に掲げる場合に増加させることができる特定地域内学部収容定員の数の範囲は、当該増加と併せて減少させる特定地域内学部等収容定員の数を超えない範囲とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める数を超えない範囲とする。

- 一 特定地域内学部収容定員を増加させる大学の学部又は短期大学の学科(以下この項において「増加学科」という。)の修業年限の年数が当該増加と併せて特定地域内学部等収容定員を減少させる大学の学部の学科、短期大学の学科又は高等専門学校(以下この号において「減少学科」という。)の修業年限の年数(高等専門学校の学科にあつては、二年。以下この号において同じ。)より長い場合
- 当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を当該減少学科の特定年次の年数で除して得た数に、当該増加学科の修業年限の年数と当該減少学科の修業年限の年数との差に相当する年数と当該減少学科の特定年次の年数とを合算して得た数を乗じて得た数

(特定地域内学部等収容定員の減少と併せて行う特定地域内学部収容定員の増加)

第四条 法第十三条第一号又は第二号に掲げる場合に特定地域内学部収容定員を増加させようとする大学の設置者等(大学の設置者又は大学を設置しようとする者をいう。附則第四条において同じ。)は、当該増加と併せて行う特定地域内学部等収容定員の減少を開始する前に、内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、その旨その他内閣府令・文部科学省令で定める事項を文部科学大臣に届け出るものとする。

2 法第十三条第一号又は第二号に掲げる場合に増加させることができる特定地域内学部収容定員の数の範囲は、当該増加と併せて減少させる特定地域内学部等収容定員の数を超えない範囲とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める数を超えない範囲とする。

- 一 特定地域内学部収容定員を増加させる大学の学部又は短期大学の学科(以下この項において「増加学科」という。)の修業年限の年数が当該増加と併せて特定地域内学部等収容定員を減少させる大学の学部の学科、短期大学の学科又は高等専門学校(以下この号において「減少学科」という。)の修業年限の年数(高等専門学校の学科にあつては、二年。以下この号において同じ。)より長い場合
- 当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を当該減少学科の特定年次の年数で除して得た数に、当該増加学科の修業年限の年数と当該減少学科の修業年限の年数との差に相当する年数と当該減少学科の特定年次の年数とを合算して得た数を乗じて得た数

二 増加学科の修業年限の年数が当該増加と併せて特定地域内学部等収容定員を減少させる専修学校の専門課程の修業年限の年数より長い場合 前号に規定する算定方法の例に準じて内閣府令・文部科学省令で定めるところにより算定した数

(法第十三条第三号の政令で定める場合)

第五条 法第十三条第三号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合

二 就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合として内閣府令・文部科学省令で定める場合

三 大学の学部の学科又は短期大学の学科について、その修業年限を延長することと併せて、その特定地域内学部収容定員の数を特定年次の年数で除して得た数に当該延長する修業年限の年数を乗じて得た数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

四 前三号に掲げる場合に準ずる場合として内閣府令・文部科学省令で定める場合

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(法附則第三条第一号の政令で定める事項)

第二条 法附則第三条第一号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

二 増加学科の修業年限の年数が当該増加と併せて特定地域内学部等収容定員を減少させる専修学校の専門課程の修業年限の年数より長い場合 前号に規定する算定方法の例に準じて内閣府令・文部科学省令で定めるところにより算定した数

(法第十三条第三号の政令で定める場合)

第五条 法第十三条第三号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合

二 就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合として内閣府令・文部科学省令で定める場合

三 大学の学部の学科又は短期大学の学科について、その修業年限を延長することと併せて、その特定地域内学部収容定員の数を特定年次の年数で除して得た数に当該延長する修業年限の年数を乗じて得た数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

四 前三号に掲げる場合に準ずる場合として内閣府令・文部科学省令で定める場合

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(法附則第三条第一号の政令で定める事項)

第二条 法附則第三条第一号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

る。

一 特定地域内における大学の設置

二 特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科の設置であつて、当該大学又は短期大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

三 特定地域内における私立学校（学校教育法第二条第二項に規定する私立学校をいう。以下同じ。）である大学の学部の種類の変更であつて、当該大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

四 特定地域内学部収容定員の増加を伴う私立学校である大学の収容定員に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴うもの（専門職大学又は専門職短期大学に準ずるもの）

第三条 法附則第三条第二号の専門職大学又は専門職短期大学に準ずるものとして政令で定めるものは、大学（専門職大学（学校教育法第八十三条の二第一項の専門職大学をいう。次条において同じ。）を除く。）の学部若しくは学部の学科又は短期大学（専門職短期大学（学校教育法第百八条第四項の専門職短期大学をいう。次条において同じ。）を除く。）の学科であつて、内閣府令・文部科学省令で定めるところにより専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開し、又は育成する教育課程を編成するもの（次条において「専門職学部等」という。）とする。

（法附則第三条第二号の政令で定める事項）

第四条 法附則第三条第二号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

る。

一 特定地域内における大学の設置

二 特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科の設置であつて、当該大学又は短期大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

三 特定地域内における私立学校（学校教育法第二条第二項に規定する私立学校をいう。以下同じ。）である大学の学部の種類の変更であつて、当該大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

四 特定地域内学部収容定員の増加を伴う私立学校である大学の収容定員に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴うもの

〔新設〕

〔新設〕

一 特定地域内における専門職大学又は専門職短期大学の設置

二 特定地域内における専門職大学の学部又は専門職短期大学の学科の設置であつて、当該専門職大学又は専門職短期大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

三 特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科のうち専門職学部等に該当するものの設置であつて、当該大学又は短期大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

四 特定地域内における私立学校である専門職大学の学部の学科の設置であつて、当該専門職大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

五 特定地域内における私立学校である大学の学部の学科のうち専門職学部等に該当するものの設置であつて、当該大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

六 特定地域内学部収容定員の増加を伴う私立学校である専門職大学又は専門職短期大学の収容定員に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴うもの

七 特定地域内学部収容定員の増加を伴う私立学校である大学（専門職大学及び専門職短期大学を除く。）の収容定員に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴うもの（専門職学部等に該当するものに係る収容定員を増加させることに伴い、当該増加させる収容定員の数の範囲内において当該大学の収容定員の総数を増加させるものに限る。）

（特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転等についての届出）

（特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転等についての届出）



第五条 法附則第三条第三号の届出は、平成三十年十二月三十一日までに、次に掲げる事項であつて平成三十一年十二月三十一日までに行われるものについて、内閣府令・文部科学省令で定める様式に従い、行うものとする。

一 学校教育法第四条第二項の規定により文部科学大臣に届け出なければならぬ事項のうち次に掲げるもの

イ 特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科の設置であつて、当該大学又は短期大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

ロ 特定地域内における私立学校である大学の学部の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

ハ 特定地域内における私立学校である大学の収容定員に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの

二 特定地域内における公立学校（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校をいう。次号において同じ。）である大学の学部の学科の設置

三 特定地域内学部収容定員の増加を伴う公立学校である大学の収容定員に係る学則の変更

四 前三号に掲げるもののほか、特定地域外から特定地域内への校舎の移転その他の特定地域内学部収容定員を増加させるものとして内閣府令・文部科学省令で定める事項

（専門職大学等に関する経過措置）

第三条 法附則第三条第三号の届出は、平成三十年十二月三十一日までに、次に掲げる事項であつて平成三十一年十二月三十一日までに行われるものについて、内閣府令・文部科学省令で定める様式に従い、行うものとする。

一 学校教育法第四条第二項の規定により文部科学大臣に届け出なければならぬ事項のうち次に掲げるもの

イ 特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科の設置であつて、当該大学又は短期大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

ロ 特定地域内における私立学校である大学の学部の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

ハ 特定地域内における私立学校である大学の収容定員に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの

二 特定地域内における公立学校（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校をいう。次号において同じ。）である大学の学部の学科の設置

三 特定地域内学部収容定員の増加を伴う公立学校である大学の収容定員に係る学則の変更

四 前三号に掲げるもののほか、特定地域外から特定地域内への校舎の移転その他の特定地域内学部収容定員を増加させるものとして内閣府令・文部科学省令で定める事項

第六条 法第十三条の規定は、平成三十五年十二月三十一日までに、法附則第三条第二号に規定する専門職大学等に係る前条各号に掲げる事項であつて平成三十六年十二月三十一日までに行われるものについて、内閣府令・文部科学省令で定める様式に従い、文部科学大臣への届出を行った場合において、特定地域内学部収容定員を増加させるときは、適用しない。

(法附則第三条第四号の政令で定める相当程度の準備)

第七条 法附則第三条第四号の政令で定める相当程度の準備は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 特定地域内学部収容定員の増加に関し、内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、当該大学の設置者等が意思決定を行い、及びその内容を公表していること。

二 校舎の新築又は増築、教育の用に供する機械又は器具の購入その他の施設又は設備の設置又は整備に関し、当該大学の設置者等が契約その他の行為であつて内閣府令・文部科学省令で定めるものを行っていること。

〔新設〕

(法附則第三条第四号の政令で定める相当程度の準備)

第四条 法附則第三条第四号の政令で定める相当程度の準備は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 特定地域内学部収容定員の増加に関し、内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、当該大学の設置者等が意思決定を行い、及びその内容を公表していること。

二 校舎の新築又は増築、教育の用に供する機械又は器具の購入その他の施設又は設備の設置又は整備に関し、当該大学の設置者等が契約その他の行為であつて内閣府令・文部科学省令で定めるものを行っていること。

○内閣府令第二号  
文部科学省

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令  
(平成三十年政令第七十七号) 附則第三条及び第六条の規定に基づき、及び同条の規定を実施するため、  
特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年九月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

文部科学大臣 林 芳正

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令 (平成三十年内閣府令第一号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、

改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

附則

(専門職学科)

第三条 令附則第三条の内閣府令・文部科学省令で定めるところにより専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開し、又は育成する教育課程を編成するものは、大学(専門職大学を除く。)の学部又は学部の学科にあつては大学設置基準第四十二条の四第二項の規定により組織する専門職学部又は同条第一項の規定により教育課程を編成する学部の専門職学科とし、短期大学(専門職短期大学を除く。)の学科にあつては短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第三十五条の四の規定により教育課程を編成する専門職学科とする。

(令附則第五条及び第六条の届出書の様式等)

第四条 令附則第五条及び第六条の内閣府令・文部科学省令で定める様式は、別記様式第一号とする。

2 第九条 第二項の規定は、令附則第六条の規定による届出に準用する。

(特定地域外から特定地域内への校舎の移転等についての届出)

第五条 令附則第五条第四号に規定する内閣府令・文部科学省令で定める事項は、特定地域外から特定地域内への校舎の移転その他学校教育法第四条第一項の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならないこととされている事項(次条第四項において「認可事項」という。)以外の事項であつて、特定地域内学部収容定員を増加させるものとする。

(令附則第七条第一号の意思決定の内容等)

改正前

附則

「条を加える。」

(令附則第三条の届出書の様式)

第三条 令附則第三条の内閣府令・文部科学省令で定める様式は、別記様式第一号とする。

「項を加える。」

(特定地域外から特定地域内への校舎の移転等についての届出)

第四条 令附則第三条第四号に規定する内閣府令・文部科学省令で定める事項は、特定地域外から特定地域内への校舎の移転その他学校教育法第四条第一項の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならないこととされている事項(次条第四項において「認可事項」という。)以外の事項であつて、特定地域内学部収容定員を増加させるものとする。

(令附則第四条第一号の意思決定の内容等)

<p>第六條 令附則第七條第一号の意思決定は、次に掲げる事項の全てをその内容とするものとする。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>2 令附則第七條第一号の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によるものとする。</p> <p>3 令附則第七條第二号の内閣府令・文部科学省令で定める契約その他の行為は、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、特定地域内学部収容定員を増加させるために必要なものとする。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>4 「略」</p> <p>(法附則第三條第四号の適用に係る届出)</p> <p>第七條 「略」</p>	<p>第五條 令附則第四條第一号の意思決定は、次に掲げる事項の全てをその内容とするものとする。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>2 令附則第四條第一号の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によるものとする。</p> <p>3 令附則第四條第二号の内閣府令・文部科学省令で定める契約その他の行為は、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、特定地域内学部収容定員を増加させるために必要なものとする。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>4 「略」</p> <p>(法附則第三條第四号の適用に係る届出)</p> <p>第六條 「略」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この命令は、平成三十一年四月一日から施行する。